

政策資料

No.320 《復刊215号》
1993年5月1日

巻頭言 石橋大吉 1

〈特集〉環境基本法案関係

- ✓ ○社会党の環境基本法案について 2
- ✓ ○環境基本法案 5
- ✓ ○政府案と社会党案の対比 14

〈資料〉

- ✓ ○建設業労働災害防止についての要請 44
- ✓ ○談話（建設業界の不正献金に関して・書記長） 44
- ✓ ○建設談合疑惑の徹底究明と独占禁止法運用の強化に関する要請書 45
- ✓ ○1993年度畜産物価格ならびに政策確立に関する申し入れ 46
- ✓ ○ニュージーランドリンゴ輸入解禁阻止に関する申し入れ 47
- ✓ ○朝鮮民主主義人民共和国の核拡散防止条約からの脱退表明について（談話） 48
- ✓ ○就職内定の取り消し問題に関する申し入れ 48
- ✓ ○週法定労働時間に係る猶予措置の延長問題について 49
- 現行猶予措置の延長強行に対する抗議声明 50
- 政治改革・政権交代の実現に向け、非自民勢力の大同団結を（委員長・高松） 51
- 地価公示の発表に当たって 52
- シャドーキャビネット・アドバイザー一覧 53
- 死刑再開に抗議するアピール 54
- 1993年度予算案の参議院通過に当たって（談話） 55
- 緊急経済対策の大綱 56

八六年七月の総選挙で衆議院議員に初当選して国会に出て、まず

はじめに最も強烈に痛感させられたのは、日本社会党の政策スタッフが貧弱なことである。所属した常任委員会は、農林水

題を抱えている。

従って、農林水産省としても、もっぱら情報収集をこととする統計情報部を設置して、絶えず情報収集に努め、行政の展開に万全を期している。

党の政策審議会の担当書記は、わざかに一人である。これでは国会質問や政策立案には不十分である。

この現実に直面して、改めてがくぜんとし、とても氣の毒で以後せればはせるほど、政策審議会や政策秘書のスタッフの充実は、きわめて重要である。

前田辺委員長誕生後のシャドーキャビネットの発足を見て、その感は一層深まった。そうでなくとも、貧弱極まる政策担当書記は、シャドーキャビネットの政策立案、部会の仕事、局の仕事と屋上屋にまた屋を重ねる三重構造のもとにエネルギーを分散せざるを得なくなつたからである。じっくり、腰を落ち着けて研究に取り組んだり、新しい政策の構想を練つたりすることは、ますます不可能になつた。

くらかプラスになつたとは思う。

しかしそんなプラスは、山積する課題の大きさからいえば問題にならない。今日の日本の農林水産業をめぐる国際関係や国内的に抱えている深刻な諸問題に想いをはせればはせるほど、政策審議会や政策秘書のスタッフの充実は、きわめて重要である。

しかしそんなプラスは、山積す

言頭巻



政策スタッフの 充実強化を

石橋大吉
政策審議会副会長

産委員会であるが、文字通り、農業・林業・水産業と世界の海洋から、日本列島の山頂に至る広範な広がりを持つた行政分野である。しかも、それぞれに専門的・科学的・法律的・財政的・社会的に奥が深く、複雑にからみついた問

こういう行政の対応を見るにつけでも、これに太刀打ちするためには、日本社会党の政策活動の強化、国会議員の政策対応能力を高めることがきわめて重要な課題になつてくる。

そのぶん議員一人々々の手工業で国会活動をやることとなつたので、それなりに個人としての勉強をせざるを得なくなつたのをせざるを得ず、その点では、い

ますます政策スタッフの充実の重要性を痛感する今日この頃である。

(衆議院議員 いしばしだいきち)

特集

環境基本法案関係

一九九三・三・二二

社会党の環境基本法案について

日本社会党政策審議会

会長 日野市朗
環境部会長 岩垂寿喜男

三月十八日に衆議院に提出した社会党の環境基本法案は、政府案と比べて次のように特長がある。

一、その性格と位置付け

(一) 環境基本計画の骨格を示す提案
政府案に対する各野党は、衆参両院でできる限りの修正を実現しようとし、そのための政策実務担当者による共同作業の場もすでにできている。したがって、社会党案は政府案の修正に際しての指針として活用されることを狙つたものである。

(二) 環境基本法の骨格を示す提案
政府案は、単なる理念法としての性格が濃厚である。これに対して社会党案は、可能な限り具体的な施策を明らかにすることによって、環境基本計画を政府が策定する際、その骨格はこの法律すでに示されている状況を

(三) 市民参加の論議に貢献する提案
環境憲法とも呼ばれる法案の審議には、市

民やNGOが参加する国民的な論議の場を創出する必要がある。社会党案は多くの市民案等を尊重したものになっており、結果としてそれぞれの案の関係者が参考人等として国会に参加・発言しやすくなるよう配慮した。

二、特長的な内容

(一) 環境権の位置付け

「環境の恵沢を等しく分かち合うことは、現在及び将来におけるすべての人間にとっての基本的人権であること」を明記（第三条第一号）することによって、社会党の考える「環境権」の概念をできるだけ包括的かつ平易に規定している。しかし法制度、判例、学説などの現状から見て「環境権」の内容は曖昧又は多様であり、まだ定説が形成されるに至っていないため、その名称は使わなかった。なお損害賠償や差止めの請求権の根拠は、この条文だけで確立されるものではなく、さらに具体的な権利内容について、将来何らかの方法（法律や判例など）によって確認してゆ

く必要がある。

(五) 環境基準の達成義務

環境基準が単に行政の努力目標として位置

(二) 環境保全を優先させる社会
政府案が「持続可能な社会」をめざすとしているのに対し、社会党案は「環境の保全を優先させる社会」への転換を目指にすることとし、まだ概念の定まっていない目標を掲げた政府案の曖昧さを克服するものとなつてゐる(第四条)。

(三) 国際協力の明確化と内外活動の同等性
国際協力として、熱帯林の保護のための国際的な取組みの促進その他を政府案に見られない例示として掲げるとともに(第五条)、環境保全の措置をとるべき事業者の責務の対象は「内外における事業活動」であるとした(第十一條)。

(四) 環境基本計画を基本とした諸計画
両案とも政府が環境基本計画を定めねばならない点は同じだが、社会党案は、環境基本計画以外の国の計画(経済計画、全国総合開発計画、公共事業基本計画その他多数)が、環境保全に関しては環境基本計画を基本とすることとし(第十六条第六項)、また政府は環境基本計画の実施計画をも定めなければならぬこととした(第十七条)。

よう作業している。

(八) グリーンGNPの開発と活用

付けられている政府案(及び現行法)に対し、政府は環境基準が「確保されるようになるものとする」として、その実現義務を明確にした(第十八条第五項)。

(六) 環境アセスメントの法制化等
社会党案では、国が環境アセスメントの「制度を確立するため必要な措置を講ずる」として、法制化を当然の前提とした内容にす

るとともに(第二十二条第一項)、その制度が地域住民の意見が反映される手続きを含むものでなければならないことを明記した(同条第二項)。なお、社会党は環境アセスメント法案を今国会中に参議院に提案する予定。

(九) 住民と自治体の重視

(七) 情報公開と事業者に対する指導の義務
政府案による国の情報提供義務は努力義務であるばかりでなく、「環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行なう環境の保全に関する活動の促進について社会党案は、「技術的な助言、資金の確保等必要な措置」と具体的に例示するとともに(第三十八条)、自治体の施策の策定・実施に当っては、民間団体等による自主的な活動との連携に努めなければならないこととした(第五十二条第二項)。

(十) 環境保全と調和した農林漁業

政府案では農林漁業の位置付けがされ、いに事業者に対しても情報を公開するよう指導することとした(同条第二項)。なお社会党は、情報公開法案を別途参議院に提案する

た水質保全に支障を生じさせない養殖技術の開発推進など、基本的な国の方針を示している（第三十六条）。

（十一）経済的措置導入の検討など

①国及び自治体のいわゆる経済的措置（環境税や賦課金など）の導入（附則第二条）、
②裁判所に対する差止め請求の制度（同第三条）について、国が検討することとした。

（十二）環境省の設置

社会党案は、環境庁を環境省に改めることを前提にしており（第五十八条）、このため、両案の国会審議に間に合うよう環境庁設置法改正案を衆議院に提案する予定である。

（十三）その他の独自内容
その他社会党の独自提案として、①軍備縮小と平和の実現を基本原則の一つに掲げるとともに（第六条）、核兵器等の解体等に国際協力すること（第四十七条）、②有害化学物質の規制制度（第二十四条）、③水道水源の水質保全（第二十五条）、④アイヌ民族の生活基盤としての自然環境の保全（第二十七条）、⑤廃棄物の国内処理（第三十二条）、⑥エネルギーの効率的利用（第三十三条）及び原発からの脱却（第三十四条）、⑦交通体系の再編成（第三十五条）などを明らかにしている。

毎日新聞 5.3.20

環境基本法
対案を提出
社会党

社会党は十九日までに、政府の環境基本法案への対案を衆院に提出した。社会党案は政府案をベースにしているが、基本理念を定めた第三条に「環境の悪化を等しく分かち合うことは、現在及び将来におけるすべての人間にとっての基本的人権である」というくだり

を盛り込み、法律上の概念としてはまだ確立されていない「環境権」の確立に向かって、布石を打った点に特徴がある。

朝日新聞 5.3.19

「環境権」明記し対案

環境基本法案 社党が国会提出

社会党は十八日、政府が今国会で提出した環境基本法案に対する対案を衆院に提出した。政府案に対しては、公明党と民主改革連合が参院側で「環境影響評価

（アセスメント）法制化の明記」などを目的をしほったが、社会党案も、参院での審議でこうした動きに加わる余地を残した形になって

（アセスメント）法制化の明記」などを目的をしほったが、社会党案は、政府案のもとになった環境庁原案を主に、①基本的人権としてが、社会党案も、参院での審議でこうした動きに加わる余地を残した形になって

修正要求を検討している台に、①基本的人権としての環境権②経済活動に対する環境保全の優位の明記③軍縮の推進、原子力発電所の段階的廃止——などの独自規定を盛り込んでいる。

環境基本法案

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）

範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

目次

第一章 総則（第一条～第十五条）	第一章 総則 (目的)
第二章 環境の保全に関する基本的施策	第一条 この法律は、環境が人類の共通の生存基盤であること及び環境の恵沢は有限であることから、環境の保全に関する基本理念等を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的施策について定めること等により、国民の主体的な活動を通じて、環境の恵沢を現在及び将来にわたって分かち合うことができる社会を形成し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
第三章 地方公共団体の施策（第五十二条）	第二条 環境の保全は、次に掲げる原則に基づいて行われなければならない。 一 環境の恵沢を等しく分かち合うことは、現在及び将来におけるすべての人間にとつての基本的人権であること。 二 環境が地球規模で相互に連関していることにからみ、内外における我が国のあらゆる活動が環境の保全に貢献するものでなければならぬこと。 三 すべて人類は、自然の生態系の一部として生存し、活動することにからみ、自然の生態系が尊重され、生物の多様性
第四章 費用負担及び財政措置等（第五十一条～第五十五条）	2 2 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
第五章 環境対策会議及び環境審議会	第一節 環境対策会議（第五十六条～第五十七条）
第二節 環境審議会（第五十八条～第六十一条）	この法律による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広
附則	

が確保されるようにしなければならないこと。

(環境の保全を優先させる経済社会への転換)

第四条 国の環境の保全に関する施策は、国民の日常生活及び事業者の活動に関して生ずる環境への負荷をできる限り低減するようにより、経済社会の構造について環境の保全を優先させるものへの転換を図ることを目標として実施されなければならない。

(国際協力の推進)

第五条 地球環境保全のための国際機構の整備、熱帯林の保護のための国際的な取組の促進、開発途上にある海外の地域に係る環境の保全に対する支援、環境の保全のための基準又は規制の国際的水準の向上への貢献、公海その他いのちの国の主権も及ばない領域における環境の保全等環境の保全に関する国際協力は、積極的に推進されなければならない。

(軍備縮小と平和の実現)

第六条 過大な軍備の保持及び武力の行使が、直接的に、又は貧困をもたらすことを通じて間接的に、大規模かつ回復困難な環境の破壊を招くおそれが大きいことにかんがみ、全世界的な軍備縮小と世界平和の実現への協力が推進されなければならない。

(住民と地方公共団体の重視)

第七条 国の環境の保全に関する施策は、環境への影響の現れ方には地域性があること及び住民が環境の保全に主体的な役割を果たすことの重要性にかんがみ、住民の意思及び地方公共団体の環境の保全に関する施策を尊重して、実施されなければならない。

(事業者の責務)

第八条 環境の保全に最大限の努力をしようとしている我が国は、国際社会における地位にかんがみ、環境の保全のために設定される基準及び環境の保全のために行われる規制については、環境の保全の効果が最大限発揮できるようなものにしなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その内外における事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めるとともに、物の製造、加工、販売、輸出又は輸入その他の内外における事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずる責務を有する。

第九条 国は、第三条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、かつ、第四条から前条までの趣旨を踏まえ、環境の保全に関する内政及び外交にわたる基本的かつ総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、國の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十二条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めな

ければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのつとり、環境の保全に自ら努めるとともに、國又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(法制上の措置等)

第十三条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十四条 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府による環境の汚染の防止

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(放射性物質による環境の汚染の防止)

第十五条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第二百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

(実施計画)

第十六条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

(環境基本計画)

第十七条 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実施計画)

第十八条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることを望ましい基準を定めるものとする。

い。

第二節 環境基準

第十九条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることを望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任することができる。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、第一項の基準を定め、又はこれを改定するには、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるようにするものとする。

(公害防止計画の作成)

第十九条 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき

第一章 環境の保全に関する基本的施策
第一節 環境基本計画等

公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

3 前項の基本方針は、環境基本計画に基づき策定するものとする。

4 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示及び前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、環境対策会議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

（公害防止計画の達成の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第四節 国が講ずる環境の保全のための施策等

（国の施策の策定等に当たっての配慮）

第二十一条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

（環境影響評価制度の確立）

第二十二条 国は、土地の形状の変更、工作物の設置その他これらに類する事業に関し、その事業に係る環境への影響について、あらかじめ、調査、予測及び評価を行い、こ

れに基づいて、環境の保全を図るために必要な措置を講ずるための制度を確立するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

（化学物質による健康被害等の防止のための規制）

第二十三条 国は、人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるおそれのある性状を有する化学物質の製造、輸入、使用等に關し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項の制度は、事業が実施される地域の住民の意見が反映される手続を含むものでなければならない。

（水道の水源の水質の保全）

第二十五条 国は、水道の水源の水質を保全するため、水質の汚濁の原因となる物質を排出する施設の設置の規制等の必要な措置を講ずるものとする。

（自然環境の保全）

第二十六条 国は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境を保全することが特に

の行為に關し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 国は、公害を防止するため、土地利用に關し、必要な規制の措置を講ずるとともに、公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に關し、必要な規制の措置を講じなければならない。

必要な区域を定めること等により、土地の

形状の変更、工作物の設置、木竹の伐採そ

の他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に対する規制等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項に掲げるもののほか、国は、自然環境の適正な保全を図るため、地形又は地質、温泉源その他の自然物であって保護するこ

とが必要なものについて、その保護に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

(アイヌ民族の生活様式の基盤としての自然環境の保全)

第二十七条 国は、アイヌ民族の伝統的な生活様式の基盤とされてきた自然環境がアイヌ民族にとってその生活様式を維持していくために欠くことのできないものであることにかんがみ、その自然環境の保全について特別の配慮をするものとする。

(生物の多様性の確保)

第二十八条 国は、生態系の多様性の確保、

野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るため、第二十六条に掲げるも

のほか、野生生物の採捕、損傷その他の生物の多様性の確保に支障を及ぼす行為を規制とともに、絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第二十九条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備、汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

(環境への負荷の低減に資する製品等の利

用の促進)

第三十条 国は、事業者が、物の製造、加工、販売、輸出又は輸入その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによって生ずる環境への負荷について、

自ら評価を行うことにより、その物に係る環境への負荷を低減するようすることを推進するものとする。

2 国は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるようにな、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の管理)

第三十一条 国は、廃棄物の発生による環境への負荷を低減するため、再生資源の利用の促進等廃棄物の発生を抑制するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、廃棄物により生ずる環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の輸入、運搬、処分等に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 国は、人の健康又は生活環境に有害な廃棄物について、その製造、加工、販売等に係る事業者に回収をさせ、及び適切な処理、保存又は再生利用をさせることその他必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の国内処理)

第三十二条 国は、国内において生じた廃棄物については、国内において処理するようになるため、廃棄物の輸出について必要な規制の措置を講ずるものとする。

第三十三条 国は、エネルギーの効率的利用及び環境への負荷の低減に資するエネルギー

一の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(原子力発電からの脱却)

第三十四条 国は、原子力発電施設に起因する環境の汚染を防止するため、原子力発電施設を段階的に廃止する措置を講ずるものとする。
(交通体系の再編成)

第三十五条 国は、環境への負荷の低減に資する交通体系が形成されるようにするため、

公共交通機関の整備の促進、効率的な交通手段への転換の促進、環境への負荷の低減に資する交通機関の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。
(環境の保全と調和した農林漁業)

第三十六条 国は、農林漁業を環境の保全と調和したものにするため、主として、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

一 農業については、化学肥料及び農薬への依存を低減し、並びに養畜により生ずる家畜の排せつ物をたい肥又はきゅう肥として土壤に還元することを地域において組織的に行う体制を確立すること。
二 林業については、天然林を保全し、及び複層林の造成を推進すること。

三 漁業については、水産資源を適切に管理し、及び水質の保全に支障を生じさせ

ない養殖技術の開発を推進すること。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第三十七条 国は、環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれら者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第三十八条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う自然環境の保全活動、再生資源に係る回収活動その他環境の保全に関する活動が促進されるよう、技術的な助言、資金の確保等必要な措置を講ずるものとする。
(情報の公開)

第三十九条 国は、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を公開するものとする。

(新たな経済指標の研究開発等)

第四十条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予

測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第四十一条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため必要な監視、巡回、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の振興)

第四十二条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減に資するエネルギーの開発及び再生資源の利用の促進のための技術の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。
(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第四十三条 国は、環境及び経済の状況を総合的に評価した新たな経済指標の研究開発を推進し、経済政策の企画立案に当たってはその経済指標を活用するものとする。

場合におけるあっせん、調停等の紛争処理制度を整備するため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害について、その救済が公平に行われるよう無過失責任による損害賠償制度を整備し、及びその救済を円滑に実施するための制度を整備するため、必要な措置を講じなければならない。

第五節 地球環境保全等に関する国際協力等

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第四十五条 国は、地球環境保全の推進に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するためには、必要な措置を講ずるよう努める。(開発途上地域の環境の保全等)とある。

(重備縮小等)

第四十七条 国は、戦争による環境の破壊を防止するため、国際的な重備縮小及び軍備規制を推進するとともに、核兵器、生物兵器、毒素兵器、化学兵器等の解体等に協力するよう努めるものとする。

(地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置)

第四十八条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供、資金の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、観測等に係る国際的な連携の確保等)

第四十六条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るために国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るために国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国際協力の実施における地球環境保全等)

第四十九条 国は、国際協力の実施に当たっては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者に対する指導等)

第五十条 国は、事業者が本邦以外の地域において行う事業活動に関し、その事業活動が行われる地域に係る環境の保全に適正に配慮するよう、その事業者に対し、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

第六節 施策の整合性の確保及び行政組織の整備等

第五十一条 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力

し、その整合性を確保するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等による地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために情報の提供、資金の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する

第三章 地方公共団体の施策

第五十二条 地方公共団体は、前章第四節及び第五節に定める国の施策に準じた施策並びにその他のその地方公共団体の区域の自然的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村の行う施策の総合調整を行うものとする。

2 前項の場合において、地方公共団体は、施策の策定及び実施について、民間団体等による自主的な環境の保全に関する活動との連携に努めなければならない。

3 環境の保全のための規制を定める法令の規定は、法令に別段の定めがある場合を除き、地方公共団体が、条例で、法令による規制より厳しい規制又は法令に定めのない規制の措置を講ずることを妨げるものではない。

第四章 費用負担及び財政措置等

(原因者負担)

第五十三条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が実施する事業のうちその実施に要する費用をその事業の必要を生じさせた者に負担させることが必要かつ適切であるも

のについて、その者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第五十四条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的な助成)

第五十五条 国又は地方公共団体は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)

を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(組織等)

第五十七条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

環境対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。に規定する事項を処理すること。

一 公害防止計画に關し、第十九条第四項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策の企画に關して審議し、及びその施策の実施を他の措置を講ずるように努めるものとす

推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

第五章 環境対策会議及び環境審議会

第一節 環境対策会議

(設置及び所掌事務)

第五十六条 総理府に、特別の機関として、

(中央環境審議会)

第五十八条 環境省に、中央環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 環境基本計画に関する事務を処理すること。
二 第十八条第一項の基準に関する事務を処理すること。
四 項に規定する事務を処理すること。
三 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。
四 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

五 前各号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務
3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。
(中央環境審議会の組織等)
第五十九条 審議会は、委員八十人以内で組織する。
2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
3 委員及び特別委員は、環境の保全に関する事務を処理すること。
(検討)

第六十条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

4 委員及び特別委員は、非常勤とする。
5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

(都道府県環境審議会)

第六十一条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

2 前項の施策は、地方公共団体が環境の保全に関する事業の実施に要する費用に充てられる財源の確保のためのものを含むものとする。
3 国は、公害その他の環境の保全上の支障の原因となる行為の差止めに関する方策について検討を行うものとする。

理由

第三条 国は、公害その他の環境の保全上の支障の原因となる行為の差止めに関する方策について検討を行うものとする。
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六十一条及び第六十二条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(検討)

かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策の導入について検討を行うものとする。

第二条 国は、負荷活動を行う者に対し適正化を図ることとする。

「環境基本法案」の政府案と社会党案の対比

[未定稿]

政 府 案 (1993.3.12閣議決定)	社 会 党 案 (1993.3.23予備送付)	備 考
<p>目的</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p>	<p>目的</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この法律は、環境が人類の共通の生存基盤であること及び環境の悪沢は有限であることにからんがみ、環境の保全に関する基本理念等を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的施策について定めること等により、国民の主体的な活動を通じて、環境の悪沢を現在及び将来にわたって分かち合うことができる社会を形成し、もって現在及び将来の国民とともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p>	
<p>定義</p> <p>(定義) 第2条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその</p>	<p>(定義) 第2条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその</p>	*同文

広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの

をいう。

のをいう。

この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第15条第1項を除き、以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第18条第1項を除き、以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第18条第1項を除き、以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

*同文

（環境の恵沢の享受と継承等）
（等）
第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立つており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によつて損なわれるおそれが生じてきていることいかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたつて維持さ

（基本理念）
第3条 環境の保全は、次に掲げる原則に基づいて行われなければならない。
一 環境の恵沢を等しく分かち合うことは現在及び将来におけるすべての人間に
二 とつての基本的人权であること。
二 環境が地球規模で相互に関連していることにかんがみ、内外における我が国があらゆる活動が環境の保全に貢献するものでなければならないこと。
三 すべて人類は、自然の生態系の一一部として生存し、活動することにかんがみ、

れるように適切に行わなければならない

こと。

(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)

第4条 環境の保全は、社会経済活動その他他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自ら主動かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行わなければならない。

自然の生態系が尊重され、生物の多様性が確保されるようにしなければならないこと。

(環境の保全を優先させる経済社会への転換)

第4条 国の環境の保全に関する施策は、国民の日常生活及び事業者の活動に関する環境への負荷をできる限り低減することにより、経済社会の構造について環境の保全を優先させるものへの転換を図ることを目標として実施されなければならない。

(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)

第5条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で當まれていることいかんがみ、地球環境保全は、我が國の能力を生かして、及び国際社会において我が国が占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

(国際協力の推進)

第5条 地球環境保全のための国際機関の整備、熱帯林の保護のための国際的な取組の促進、開発途上にある海外の地域に係る環境の保全に対する支援、環境の保全のための基準又は規制の国際的水準の向上への貢献、公海その他の國の主権も及ばない領域における環境の保全等環境の保全に関する国際協力は、積極的に推進されなければならない。

(軍備縮小と平和の実現) (住民・自治体の重視)	<p><u>第6条</u> 過大な軍備の保持及び武力の行使が直接的に、又は貧困をもたらすことを通じて間接的に、大規模かつ回復困難な環境の破壊を招くおそれが大きいことにかんがみ、全世界的な軍備縮小と世界平和の実現への協力が推進されなければならない。</p> <p><u>(住民と地方公共団体の重視)</u> <u>第7条</u> 国の環境の保全に関する施策は、環境への影響の現れ方には地域性があること及び住民が環境の保全に主体的な役割を果たすことの重要性にかんがみ、住民の意思及び地方公共団体の環境の保全に関する施策を尊重して、実施されなければならない。</p>
(最高水準の規制)	<p><u>(最高水準の規制)</u> <u>第8条</u> 環境の保全に最大限の努力をしようとしている我が国の国際社会における地位にかんがみ、環境の保全のために設定される基準及び環境の保全のために行われる規制については、環境の保全の効果が最大限発揮できるようなものにしなければならない。</p>
国の責務 第6条　国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」とい	<p><u>(国の責務)</u> <u>第9条</u>　国は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、か</p>

	<p>う。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	
地方公共団体の責務	<p>(地方公共団体の責務) 第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	
事業者の責務	<p>(事業者の責務) 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理を適正に保全するためには必要な措置を講ずる。 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることなるように必要な措置を講ずる責務を有する。 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売</p>	<p>(地方公共団体の責務) 第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>
		*同文

する責務を有する。

	<p>その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p>
<p>(国民の責務)</p> <p>第9条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p>	<p>(国民の責務)</p> <p>第12条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p>
<p>(法制上の措置等)</p> <p>第10条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p>	<p>(法制上の措置等)</p> <p>第13条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p>

*同文

年次報告 (年次報告等)	<p>第11条 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。</p> <p>2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。</p>	<p>(放射性物質による大気の汚染等の防止) 第12条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和30年法律第186号)その他の関係法律で定めるところによる。</p>	<p>(放射性物質による環境の汚染の防止) 第15条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和30年法律第186号)その他の関係法律で定めるところによる。</p>	*同文
基本方針	<p>第2章 環境の保全に関する基本的施策 <u>第1節 施策の策定等に係る指針</u></p> <p>第13条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。</p> <p>— 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。</p> <p>二 生態系の多様性の確保、野生生物の種</p>	<p>第2章 環境の保全に関する基本的施策</p>		

の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されること。
三人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

環境基本 計画

第2節 環境基本計画

第14条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならぬ。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第1節 環境基本計画等 (環境基本計画)

第16条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

*同文

*同文

*同文

		6 環境基本計画以外の国の計画は、環境の保全に関しては、環境基本計画を基本とするものとする。
実施計画		(実施計画) 第17条 政府は、環境基本計画に基づいて、環境の保全に関する施策を効率的に実施するためには必要な計画を定めなければならない。
環境基準	第3節 環境基準 第15条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。 2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任することができる。 3 第1項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。	第2節 環境基準 第18条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。 2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任することができる。 3 第1項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に関するもの（以下「公害の防	4 政府は、第1項の基準を定め、又はこれを改定するには、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。 5 政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第1	* 同文 * 同文

		<p>止に関する施策」という。)を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第1項の基準が確保されるように努めなければならない。</p>
公害防止 計画	第4節 特定地域における公害の防止 (公害防止計画の作成)	<p>第3節 特定地域における公害の防止 (公害防止計画の作成)</p> <p>第19条 内閣総理大臣は、次のいすれかに該当する地域について、関係都道府県知事に對し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画(以下「公害防止計画」という。)の策定を指示するものとする。</p> <p>一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域</p> <p>二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域</p> <p>2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。</p> <p>3 関係都道府県知事は、第1項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、第1項の規定による指</p>
		* 同文

*同文

示及び前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならぬ。

5 内閣総理大臣は、第1項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

*同文

(公害防止計画の達成の推進)
第17条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公害防止計画の達成の推進)
第20条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5節 国が講ずる環境の保全のための施

策等

(国の施策の策定等に当たっての配慮)
第18条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(国の施策の策定等に当たっての配慮)
第21条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

*同文

環境アセスメント
(環境影響評価の推進)

第19条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価制度の確立)

第22条 国は、土地の形状の変更、工作物の設置その他これらに類する事業に係り、その事業に係る環境への影響について、あらかじめ、調査、予測及び評価を行い、これに基づいて、環境の保全を図るための措置を講ずるための制度を確立するため、必要な措置を講ずるものとする。

	<p><u>規制措置</u></p> <p>(環境の保全上の支障を防止するための規制) <u>第20条</u> 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。</p> <p>一 大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる他の行為に關し、地下水の採取その他の行為者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置</p> <p>二 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に關し、必要な規制の措置を防止するために必要な規制の措置</p> <p>3 前二項に掲げるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、前二項に準じて、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(化学物質による健康被害等の防止のための規制) <u>第24条</u> 国は、人の健康又は生活環境に係る</p>
2	<p><u>前項の制度は、事業が実施される地域の住民の意見が反映される手続を踏むものでなければならぬ。</u></p>

被害を生じさせるおそれのある性状を有する化学物質の製造、輸入、使用等に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

(水道水源の水質保全)

(水道の水源の水質の保全)
第25条 国は、水道の水源の水質を保全するため、水質の汚濁の原因となる物質を排出する施設の設置の規制等の必要な措置を講ずるものとする。

三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形狀の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関する規制の措置

自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形狀の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関する規制の措置

(自然環境の保全)
第26条 国は、自然環境の適正な保全を図るために、自然環境を保全することが特に必要な区域を定めること等により、土地の形狀の変更、工作物の設置、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に対する規制等の必要な措置を講じなければならない。

四 採捕、損傷その他の行為であって、保護する必要性の野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

前項に掲げるもののほか、国は、自然環境の適正な保全を図るため、地形又は地質、温泉源その他の自然物であつて保護する必要性のものについて、その保護に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

(アイヌ民族の自然環境の保全)

(アイヌ民族の生活様式の基盤としての自然環境の保全)
第27条 国は、アイヌ民族の伝統的な生活様式の基盤とされてきた自然環境がアイヌ民

<p>(生物の多様性の確保)</p>	<p>族にとってその生活様式を維持していくために欠くことのできないものであることにかんがみ、その自然環境の保全について特別の配慮をするものとする。</p>
<p>(生物の多様性の確保)</p> <p>第28条 国は、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性的確保を図るため、第26条に掲げるもののほか、野生生物の採捕、損傷その他の生物の多様性の確保に支障を及ぼす行為を規制するとともに、絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖の措置を講ずるものとする。</p>	<p>五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>(＊第23条第3項参照)</p>
<p>(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)</p> <p>第21条 国は、環境への負荷を生じさせる活</p>	<p>(環境の保全上の支障を防止するための経済的な助成)</p> <p>第55条 国又は地方公共団体は、環境への負</p> <p>*社会党案</p>

動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行なう者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るように努めるものとする。この場合において、その措置が地域環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、

荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行なう者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

*附則（検討）

第2条 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策の導入について検討を行うものとする。

については
条項の位置
を変更

国際的な連携に配慮するものとする。

<p>環境保全施設の整備</p> <p>(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)</p> <p>第22条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする</p> <p>2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとす</p>	<p>2 前項の施策は、地方公共団体が環境の保全に関する事業の実施に要する費用に充てる財源の確保のためのものを含むものとする。</p> <p>(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)</p> <p>第29条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備、汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>* 同文</p> <p>* 同上</p>	

る。

る。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)	第23条 国は、 <u>事業者</u> に対し、物の製造、加工、販売、輸出又は輸入その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによることにより、その物に係る環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷について適正に配慮することができるよう技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。 2 国は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
(廃棄物処理等)	第30条 国は、 <u>事業者が</u> 、物の製造、加工、販売、輸出又は輸入その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによって生ずる環境への負荷について、自ら評価を行うことにより、その物に係る環境への負荷を低減するようにすることを推進するものとする。 2 国は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるようになに、必要な措置を講ずるものとする。
(廃棄物の管理)	第31条 国は、 <u>廃棄物</u> の発生による環境への負荷を低減するため、再生資源の利用の促進等廃棄物の発生を抑制するために必要な措置を講ずるものとする。 2 国は、廃棄物により生ずる環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の輸入、運搬、処分等に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。 3 国は、人の健康又は生活環境に有害な廃棄物について、その製造、加工、販売等に係る事業者に回収をさせ、及び適切な処理

	<p>、保存又は再生利用をさせることその他必要な措置を講ずるものとする。</p>
(廃棄物の国内処理)	<p>第32条 国は、国内において生じた廃棄物については、国内において処理するようにするため、廃棄物の輸出について必要な規制の措置を講ずるものとする。</p>
(エネルギーの効率的利用等)	<p>第33条 国は、エネルギーの効率的利用及び環境への負荷の低減に資するエネルギーの利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。</p>
(原子力発電からの脱却)	<p>第34条 国は、原子力発電施設に起因する環境の汚染を防止するため、原子力発電施設を段階的に廃止する措置を講ずるものとする。</p>
(交通体系の再編成)	<p>第35条 国は、環境への負荷の低減に資する交通体系が形成されるようにするため、公共交通機関の整備の促進、効率的な交通手段への転換の促進、環境への負荷の低減に資する交通機関の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
(環境の保全と調和した農林漁業)	

全と農林
漁業)

<p>環境教育</p> <p>(環境の保全に関する教育、学習等)</p> <p>第24条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（環境の保全に関する教育、学習等）</p> <p>第25条 国は、事業者、国民又はこれら者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全</p>
<p>NGO支援</p> <p>(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)</p> <p>第26条 国は、事業者、国民又はこれら者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全</p>	<p>（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）</p> <p>第27条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>*同文</p>

		環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
情報の提供(公開)	(情報の提供) 第26条 国は、第24条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。	(情報の公開) 第39条 国は、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を公開するものとする。 2 国は、事業者に対し、環境の保全に資する情報を公開するように指導するものとする。
調査の実施	(調査の実施) 第27条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。	(調査の実施) 第40条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。
監視体制の整備	(監視等の体制の整備) 第28条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。	(監視等の体制の整備) 第41条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。
科学技術の振興	(科学技術の振興) 第29条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受	(科学技術の振興) 第42条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減に資するエネルギーの開

*同文

		<p>ける影響及び経済に与える惠沢を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。</p> <p>2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るために、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
(グリーンGNPの開発)		<p>(新たな経済指標の研究開発等)</p> <p>第43条 国は、環境及び経済の状況を総合的に評価した新たな経済指標の研究開発を推進し、経済政策の企画立案に当たってはその経済指標を活用するものとする。</p>
紛争処理		<p>(公害に係る紛争の処理及び被害の救済) 第30条 国は、公害に係る紛争に関するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施しその他の公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(公害に係る紛争の処理及び被害の救済) 第44条 国は、公害に係る紛争が生じた場合におけるあつせん、調停等の紛争処理制度を整備するため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 国は、公害に係る被害について、その救済が公平に行われるよう無過失責任による損害賠償制度を整備し、及びその救済を円滑に実施するための制度を整備するため、必要な措置を講じなければならない。</p>
被害救済	第6節 地球環境保全等に関する国際協力 等	第5節 地球環境保全等に関する国際協力

*同文

国際協力

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第31条 国は、地球環境保全等に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であって人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの(以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。)に開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第45条 国は、地球環境保全等に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全(以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。)に資するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

監視・観測の国際的連携

(監視、観測等に係る国際的な連携の確保等)
第32条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るために国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地球環境保全等に関

(監視、観測等に係る国際的な連携の確保等)
第46条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るために国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地球環境保全等に関

*同文

する調査及び試験研究の推進を図るための国際協力を推進するように努めるものとする。

(軍備縮小)

自治体・NGOの国際協力活動支援

(地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置)

第33条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割的重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(軍備縮小等)
第47条 国は、戦争による環境の破壊を防止するため、国際的な軍備縮小及び軍備規制を推進するとともに、核兵器、生物兵器、毒素兵器、化学兵器等の解体等に協力するよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等による地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために、情報の提供、資金の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の実施等に当たっての配慮)

ODAに

(国際協力の実施における地球環境保全等)
第49条 国は、国際協力の実施に当たっては

する調査及び試験研究の推進を図るための国際協力を推進するように努めるものとする。

における配慮	<p>、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するよう努めなければならない。</p>
海外進出企業への措置	<p>2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に關し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地域環境保全等について適正に配慮することができるよう^{するため}、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
(施策の整合性の確保・行政組織の整備)	<p>(事業者に対する指導等)</p> <p>第50条 国は、<u>事業者が</u>本邦以外の地域において行う事業活動に關し、その事業活動が行われる地域に係る環境の保全に適正に配慮するよう、<u>その事業者に対し</u>、指導その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第6節 施策の整合性の確保及び行政組織の整備等</p> <p>第51条 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力し、その整合性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。</p>
地方公共団体の施策	<p>第7節 地方公共団体の施策</p> <p>第35条 地方公共団体は、<u>第5節</u>に定める國の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実</p> <p>第3章 地方公共団体の施策</p> <p>第52条 地方公共団体は、<u>前章第4節</u>及び<u>第5節</u>に定める國の施策に準じた施策並びにその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な</p>

施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

2 前項の場合において、地方公共団体等による自主的な環境の保全に関する活動との連携に努めなければならない。
3 環境の保全のための規制を定める法令の規定は、法令に別段の定めがある場合を除き、地方公共団体が、条例で、法令による規制より厳しい規制又は法令に定めのない規制の措置を講ずることを妨げるものではない。

原因者負担

第8節 費用負担及び財政措置等 (原因者負担)

第36条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するために國若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下この条において「公的事業主体」という。)により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となる

第4章 費用負担及び財政措置等 (原因者負担)

第53条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障を防止するために國若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が実施する事業のうちその実施に要する費用をその事業の必要を生じさせた者に負担させることが必要かつ適切であるものについて、その者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担せしめるために必要な措置を講ずるものとする。

ると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平にさせるために必要な措置を講ずるものとする。

受益者負担

(受益者負担)
第37条 国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

自治体への財政措置

(地方公共団体に対する財政措置等)
第38条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的助成)

(環境の保全上の支障を防止するための経済的な助成)
第55条 略<前掲>

*同文

(地方公共団体に対する財政措置等)
第54条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

<p>第3章 環境審議会等</p> <p>第1節 環境審議会</p> <p>(中央環境審議会)</p> <p>第39条 <u>環境庁</u>に、中央環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>一 環境基本計画に關し、第14条第3項に規定する事項を處理すること。</p> <p>二 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。</p> <p>三 環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に屬させられた事務</p>	<p>一 環境基本計画に關し、第16条第3項に規定する事項を處理すること。</p> <p>二 第18条第1項の基準に關し、同条第4項に規定する事務を處理すること。</p> <p>三 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。</p> <p>四 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に屬させられた事務</p>
<p>(中央環境審議会の組織等)</p> <p>第40条 審議会は、委員80人以内で組織する。</p> <p>2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員会を置くことができる。</p>	<p>3 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣、<u>環境庁長官</u>又は関係大臣に意見を述べることができる。</p>	<p>3 審議会は、前項に規定する事項に關し、内閣総理大臣、<u>環境大臣</u>又は関係大臣に意見を述べることができる。</p>

*社会党案
については
第1節と第
2節を先後

	<p>3 委員及び特別委員は、環境の保全に関する学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>4 委員及び特別委員は、非常勤とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>3 委員及び特別委員は、環境の保全に関する学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>4 委員及び特別委員は、非常勤とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。</p>
都道府県環境審議会	<p>(都道府県環境審議会)</p> <p>第41条 都道府県は、その都道府県の区域内における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。</p> <p>2 都道府県環境審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、その都道府県の条例で定める。</p>	<p>(都道府県環境審議会)</p> <p>第60条 都道府県は、その都道府県の区域内における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。</p> <p>2 都道府県環境審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、その都道府県の条例で定める。</p>
市町村環境審議会	<p>(市町村環境審議会)</p> <p>第42条 市町村は、その市町村の区域内における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、市町村環境審議会を置くことができる。</p>	<p>(市町村環境審議会)</p> <p>第61条 市町村は、その市町村の区域内における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、市町村環境審議会を置くことができる。</p>
公害対策會議(環境対策会議)	<p>第2節 公害対策會議 (設置及び所掌事務)</p> <p>第43条 総理府に、特別の機関として、<u>公害対策會議</u>(以下「會議」という。)を置く。</p> <p>2 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>第1節 環境対策會議 (設置及び所掌事務)</p> <p>第56条 総理府に、特別の機関として、<u>環境対策會議</u>(以下「會議」という。)を置く。</p> <p>2 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

*同文

	<p>一 公害防止計画に関する事項を處理すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、<u>公害の防止</u>に関する施策であつて基本的かつ総合的なもの企画に関する審議し、及びその施策の実施を推進すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務</p>
	<p>(組織等)</p> <p>第44条 会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。</p> <p>3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>4 会議に、幹事を置く。</p> <p>5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する。</p> <p>6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。</p> <p>7 会議の庶務は、環境庁において処理する</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。</p>
附則	<p>(組織等)</p> <p>第57条 会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。</p> <p>3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>4 会議に、幹事を置く。</p> <p>5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する。</p> <p>6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。</p>

し、第41条及び第42条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第60条及び第61条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第2条 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策の導入について検討を行うものとする。

2 前項の施策は、地方公共団体が環境の保全に関する事業の実施に要する費用に充てる財源の確保のためのものを含むものとする。

第3条 国は、公告その他の環境の保全上の支障の原因となる行為の差止めに関する方策について検討を行うものとする。

*前掲

注) 下線部分は、両案の主な相違点等

資

料

一九九三・三・五



建設業労働災害

防止についての要請

一九九三・三・二三

談話

日本社会党書記長 赤松広隆

景気対策のため本年度の公共事業は九兆九、九九五億円にのぼり、前年に比べ一六・六%の大幅な伸びとなつていて。公共事業の増大は建設業の工事量の増大となるが、建設業については労働災害の多発する業種であり、労働災害の増加につながることが憂慮されている。これまでの状況を見ると、平成四年の建設業における死亡災害は、速報値で九一五人に達している。これは前年に比べて減少しており、関係者のご努力を多とするものであるが、例年、建設工事は年度末に集中し、それに応じて特に三月に死亡事故が増大する傾向が見られるところである。

建設業の労働災害の防止について従来から特別の努力を払われているところであるが、上記の状況にかんがみ、公共事業が特に増大している本年度の年度末にあたり、建設工事における労働災害の防止を強く推進されるよう要請する。

日本社会党シャドーキャビネット

労働委員長 浜本万三

一、いままた、景気回復への十兆円をこす経済対策をめぐり、自民党内ではその配分と積み増しをめぐり、新たな族議員が形成されつつ

労働大臣 村上正邦殿

あるともい。このような不公正な実態を放置しての事業予算支出は、如何に不況対策を唱え、如何に社会資本整備の美名に隠れても、到底国民合意を得られるものではない。

一、社会党はこの際、中央地方を含めて、公共事業予算の入札・発注も在り方を総点検とともに、いっさいの談合を排除し、政治家の介在を一掃するための改革を、国会審議等を通じ強く求めていく。また、公正取引委員会は、独占禁止法の本旨に基づき、直ちに調査と改善に動きだすべきである。わが党として、独禁法四五条に基づく公正取引委員会への請求を検討中である。

一九九三年三月二三日

以上

一九九三・三・二九

建設談合疑惑の徹底究明と独占 禁止法運用の強化に関する要請書

金丸信被告の脱税事件の摘発を通じ、大手建設事業者等による同被告への巨額の不正献金の事実が明らかになつたが、これにともない、これまでの公共事業発注について金丸被告をはじめとする政治家、建設省等の発注官公庁、建設業界が一体となつて指名の際の不正や入札談合を恒常的かつ構造的に繰り返してきた疑いがきわめて濃厚になつてゐる。いまや「公正かつ自由な競争」という国民経済の基本原則に対する内外の信頼が根底から損なわれつつあるといつても過言ではな

い。

日本社会党は、こうした事態に対し、公正取引委員会委員長が重大な決意のもと、以下の措置をとるよう要請する。

1. 公正取引委員会は、今回の不正献金問題の背後にある個々の公共工事入札をめぐる談合疑惑について、検察当局からの通報を待つことなく、自らの職権に基づいてすみやかに徹底した調査を行い、事實を究明し、刑罰を含む厳正な措置をとるべきである。また、建設業界における入札談合がこれまで国民経済に及ぼしてきた影響の重大性等にかんがみ、両罰規定はもとより、場合によつては法人代表者に対する責任罰の規定をも活用し、再発防止のため必要かつ十分な威嚇力を発揮すべきである。

なお、日本社会党は一連の談合疑惑の解明について全国の党組織に調査を指示しており、その結果について独占禁止法第四十五条第一項、第二項による報告・措置請求を行うことを含め、公正取引委員会による適切な法の執行を全面的に支援するものである。

2. 八一年の静岡建設業協会事件をきっかけに公正取引委員会事務局が制定した八四年の建設業ガイドラインは、「公共工事に係る建設業の諸特性を勘案し」、「発注官公庁別発注工事の実績に関する情報、発注予定工事に関する情報、労務賃金、建設資材の価格等積算の基礎となる事項に関する情報」等の収集・提供は原則として独占禁止法違反とならないことを明示しており、これがかえつて建設業界における談合体質を助長してきたとの指摘がかねてよりなされてゐるところである。公正取引委員会は、今回の事態をふまえ、建設業界における談合体質を抜本的に是正するため、同ガイドラインをただちに見直すべきである。

3. 公共事業発注に際し官公庁が行う業者指名等の手続きについて政治家の密接な関与が常態化してきたことが今回あらためて明らかになつたが、公共事業入札談合の背景にあるこうした政・官・財の腐敗・癒着構造が続く限り、独占禁止法の適正な執行のための公正取引委員会の努力が水泡に帰することは明白である。この点に関し、公正取引委員会として独占禁止法第四十四条第二項の規定に基づき、国会に意見を表明し警告を発するべきである。

記

以上

一九九三年三月二十九日

日本社会党中央本部書記長

赤松広隆

公正取引委員会委員長

小粥正巳 殿

一九九三年三月二十九日

一九九三年度畜産物価格ならびに政策確立に関する申し入れ

製品の安定供給が維持できなくなるばかりか、農業・農村のもつ地域経済の活性化や国土・環境保全といった公益的機能も失われようとしている。

政府は、今日の畜産農家の現状を直視し、一九九三年度畜産物政策価格等の決定に当たっては、わが国畜産の発展と国民に安全な食料を供給するため、左記の事項を実現するよう強く申し入れる。

わが国の畜産は、一昨年四月からの牛肉の自由化等による乳用牛個体価格の暴落による所得の低下等により、畜産農家の廃業が予想以上に進行しており危機的状況に陥っている。国内の生産基盤は生産農家の減少から脆弱化し自給率低下を招いており、良質な食肉や牛乳・乳

- 一、国内の酪農振興を図り、家族農業と農村地域社会を維持していく観点から、ガット一二条二項Cの明確化を図り、乳製品の現行輸入制限措置を堅持すること。また、輸入農産物の安全性を確保するため、検査体制を強化すること。
- 二、牛肉輸入関税率の低下は、国内の酪農・畜産農家に大きな影響を与えており、牛肉の輸入過剰を制限する措置を講じること。豚肉の差額関税制度は堅持すること。
- 三、加工原料乳保証価格は、農家の所得と再生産を保障するとともに、個体販売価格などの暴落を勘案し、最近の酪農経営の厳しい状況を開拓するため現行価格を引き上げること。また、ゆとりある生乳の需給政策を確立すること。
- 四、牛肉及び豚肉の安定価格については、再生産と経営の安定が図られるよう適正に決定すること。
- 五、肉用子牛保証基準価格については、肉用子牛の生産振興を図るために、再生産と所得の確保が図られるよう適正に設定することとともに、ヌレ子牛価格の安定に連動するよう措置すること。
- 六、酪農経営安定等緊急特別対策事業、大家畜経営強化資金特別融資助成事業、国産ナチュラルチーズ振興基金制度、優良乳用牛緊急確保対策事業、肉用子牛生産者補給金制度などの酪農経営改善対策の継続、拡充を行うとともに、新たに「優良乳用後継牛（乳用雌子

牛）育成助成制度」（仮称）を創設すること。また、肉用子牛生産者補給金制度については、肉用子牛の異常低落による生産者積立基

金財源不足に伴う借入金に対する償還円滑化対策を講じること。

七、利用料金が高額のため利用率が低い現行のヘルパー制度を改善するとともに、生産資材の引き下げ、トラクター、貨物自動車の車検制度の改善、農業用施設にかかる建築基準法、補助事業の設計基準のあり方のみなおしなど、ゆとりのある経営と生活を確保する対策を行うこと。

八、飲用乳価について生産者と乳業会社が対等に交渉できるよう行政指導を強めること。また、牛乳・乳製品、食肉等の国産畜産物の消費拡大を図ること。

九、新しい食糧・農業・農村政策の実施に当たっては飼料生産、搾乳、糞尿処理など作業分業による大型化を追求するのではなく、耕種農業と結合した家族複合・地域複合農業、環境保全型有機農業などが継続発展できる施策を重視すること。

右、申し入れる。

一九九三年三月一二日

日本社会党

中央執行委員長 山花貞夫
農林水産局長 谷本たかし
農林水産部会長 辻一彦
畜産対策委員長 菅野久光

農林水産大臣 田名部匡省殿

一九九三・三・一一

ニュージーランドりんご輸入解禁阻止に関する申し入れ

りんご生産農家及び果樹農家は自然災害と経済不況、加えて輸入自由化に伴う過剰による価格低迷を余儀なくされ、かつてない厳しい状況下にある。このようななか、政府は今年の六月にもニュージーランドのりんごの輸入を解禁しようとしている。

いうまでもなくニュージーランドは、植物防疫法が規定する未侵入害虫コドリンガ・火傷病の発生国であり、その低温処理にしても日本の試験・研究機関にデータはなく、完全防除が疑問視され、火傷病対策として行う収穫後の防除散布にしても殺菌効果が疑問視されている。加えて、検疫体制が手薄であることからすれば、りんご輸入の解禁は、由々しき問題を含むものと指摘せざるを得ない。

このため、わが国の未侵入害虫・火傷病抑制のため、ニュージーランドりんご輸入の解禁は行わないよう強く申し入れる。

一九九三年三月一二日

日本社会党

中央執行委員長 山花貞夫
農林水産局長 谷本たかし
農林水産部会長 辻一彦

農林水産大臣 田名部匡省殿

一九九三・三・一二日

朝鮮民主主義人民共和国の 核拡散防止条約からの脱退

表明について（談話）

日本社会党 書記長

赤 松 広 隆

一、わが党は、東北アジア非核・平和地帯宣言に合意した当事者の立場から、また南北両国が署名した南北非核化共同宣言を支持する立場からも、NPTへ復帰し、IAEAの核特別査察を受け入れるよう、朝鮮民主主義人民共和国の政府および党に伝達する方法を検討したい。

一、朝鮮民主主義人民共和国が本日、核特別査察問題等をめぐる意見の不一致などを理由にして、核拡散防止条約（NPT）からの脱退を表明したことはきわめて残念である。核拡散防止条約が全人類的課題であると認識するわが党は、朝鮮民主主義人民共和国が、南北非核化共同宣言の精神を尊重する立場からも、今回の決定を撤回し、国際社会の求める核疑惑の解明に積極的に応えるように強く要請したい。

一、わが党は、一九八一年に朝鮮労働党と合意した「東北アジア地域における非核・平和地帯創設に関する共同宣言」を尊重する立場から、朝鮮民主主義人民共和国政府が、この共同宣言の精神に沿って、朝鮮半島の非核化をめざすことを強く要望する。

一九九三・三・五

就職内定の取り消し 問題に関する申し入れ

一、朝鮮民主主義人民共和国がIAEAの核特別査察要求を拒否し続けた場合、国連安全保障理事会による経済制裁決議の採択が一部で検討されているというが、現段階においては制裁論議を優先させず、同国政府への説得を徹底させるべきである。日本政府は、この立場から、安保理が慎重な行動をとるよう働きかけるべきである。

わが国経済の景気後退を背景に、最近新規学卒者の就職内定の取り消しが続出しているが、内定の取り消しは、当該学生の一生を左右する重要な問題である。希望を抱きながら初めて社会に出ようとしている若者に計り知れないほどの打撃と失望を与えるものであり、企業の



社会的道義的な責任からいってもあってはならないものである。

このため、労働省としては、次の事項に留意のうえ、実行ある解決策を講じるよう申し入れる。

記

労働大臣 村上正邦 殿

日本社会党シャドーキャビネット
労働委員長 浜本万三

1 労働省が現在把握している内定取り消しの実態は全体の一部に過ぎないと考えられるところから、企業、学校、学生等ができるだけ広範囲に、かつ正確に実態を把握するよう努めること。

2 内定取り消しに対しては、

①内定の取り消しが撤回されるよう企業に対し指導すること。

②学生が他の企業への就職を希望する場合は関係機関と連携し就職の斡旋を図ること

③内定を取り消された学生が留年する場合は、授業料等必要な経費を取り消し企業に負担させること

④内定を取り消された学生に対しては、関係大学等の密接な連携のもとにできる限りの相談に応じること

3 今後内定の取り消しが拡大することのないよう引き続き企業や事業主団体に対し指導を行うこと。

4 今後、安易な内定取消しが行われることがないよう、指針の設定等により企業に対する指導の強化徹底を図るとともに、内定取り消しを行った企業の企業名を公表する等、効果的な防止対策を講じること。

5 今後、労働省としては、内定の取り消し等を行う企業に対し、学校等に対する事前通知を義務付ける制度を設けることとしているが、正確に実態が把握できるよう、罰則規定を設ける等同制度の実行性が確保されるような措置を講じること。

一九九三・三・一七

週法定労働時間に係る 猶予措置の延長問題について

ドイツやフランスなどと比べ年間三ヶ月分ほども長い日本の労働時間の現状を改善することが国民的緊急課題となつてすでに久しい。労働時間短縮を実現するためには、金融機関の土曜閉店や官公庁の土曜閉庁などとともに、労働基準法の改正が必要であるとの認識のもとに、六年前、労働基準法が改正された。これにより週法定労働時間については四〇時間を目標に段階的に短縮するものとされ、現在、同法に基づく暫定措置政令により一九九一年四月から週四四時間制が施行されるとともに、一定の業種・規模の事業場については九三年三月末までの間は週四六時間とする、いわゆる猶予措置が講じられている。そして今日、週四〇時間制実施のための労働基準法改正が求められており、政府もこれに対応して、先般、今通常国会に労働基準法等改正案を提出したところであつて、その国会審議が国内外から注視されていることは、周知のとおりである。

民社党労働部会長

伊藤英成

社会民主連合政策審議会長

菅直人

民主改革連合労働部会長

笛野貞子

労働大臣

村上正邦 殿

かのように、村上正邦労働大臣は三月八日、今月末で期限切れを迎える週四四時間制の適用猶予措置を一〇〇人以下事業場に限り一年間延長する、つまり週四六時間制の適用措置をさらに一年間継続するといふ、週法定労働時間に係る暫定措置政令改正案要綱を諮問したことは問題である。また、今回の「週四六時間制の適用延長」諮問については、一部の使用者団体の要請を受けた自民党と労働省の間で、労働基準法改正法案を認める代わりに現行猶予措置延長を認めるとの「取引」が行なわれたと伝えられていることも見逃せない。

このような「取引」が強行されれば、猶予措置がことし三月で廃止されることを前提として労働時間短縮にまじめに努力してきた対象中

小企業の労使にとって、「正直者がバカを見る」ようなことで、認めがたいことであろうし、また、労働行政への信頼が損なわれ、政府の方針に基づき行政指導に当たってきた第一線の監督官もとまどい、職務遂行意欲をそがれることは必至で、将来に重大な禍根を残すことになる。

われわれはこのような立場から、今回の暫定措置政令改正案要綱の

諮問について、貴職に対し強く抗議するとともに、再考するよう強く求めることである。

なお、経営環境が悪化する中で労働時間の短縮に取り組む中小企業に対して、政府において下請振興基準に基づく親企業、発注元に対する指導の徹底が図られるようになるとともに、労働時間短縮助成金の拡充と効果的活用の促進等の指導援助に積極的に取り組むべきである旨申し添える。

日本社会党労働部会長

浜本万三

公明党労働部会長

河上草雄

一九九三・三・二三

現行猶予措置の延長強行に対する抗議声明

日本社会党シャドーキャビネット

労働委員長 浜本万三

政府は、本日の閣議において、労働基準法における週法定労働時間の適用に関し、この三月三一日までの期限付きで運用されてきた一定の規模・業種の事業場に対する週四四時間制の適用を二年間猶予する措置、つまり週四六時間制の特例適用措置を一年間延長することを決定した。これは、労働省が、週四〇時間制を導入するための労働基準法等改正法案に関する自民党内手続きの過程で、一部の使用者団体の要請を受けた自民党の意見を受け入れることとしたものであって、現行猶予措置を決定した平成二年の経過を無視し、労働時間短縮の流れに逆行するとともに、法律に基づく正規の審議機関である中央労働基準審議会における検討を形骸化する暴挙といわざるを得ない。

今回の現行猶予措置延長案の審議に当たり、中央労働基準審議会の労働側委員は、この労働省の暴挙に対し審議に応じられないと強く抗議し、同審議会は労働側委員欠席のまま「三論併記」の異例の答申を行なったが、このような異常な事態に立ち至った責任は、あげて労働省にある。

週法定労働時間については、一九八七年の労働基準法改正により、四〇時間を目標に政令で段階的に短縮するものとされるとともに、その際、一定の規模・業種の事業場については一定期間、新たな法定労働時間の適用を猶予する措置を講じるものとされた。そして、この改正労働基準法に基づき、一九八八年四月に週四六時間制が実施された際には一定の規模・業種の事業場については三年間の適用猶予期間が設けられ、一九九〇年四月に四四時間制が実施された際には二年間の適用猶予期間が設けられたが、いずれの場合にも、猶予期間満了後には当然に暫定法定労働時間が適用されることについて、中央労働基準審議会の全会一致の合意があつたはずである。

経営条件に困難を抱える中小企業経営者も、労働時間短縮が国民的緊急課題となる中で、このような時短日程を踏まえ労働時間短縮のため懸命の努力を傾注してきた。今回の措置は、言わば「まじめな者が損をする」ような措置であるとともに、政府及び労働行政に対する信頼を著しく失墜させるものと言わざるを得ない。

また政府は、昨年六月に策定した「生活大団五か年計画」等において、「計画期間中（つまり平成八年度まで）に年間総労働時間一八〇〇時間を達成する」との目標を掲げるとともに、「完全週休二日制の普及を促進するため、労働基準法の改正により、早期に週四〇時間労働制に移行するとともに、中小企業が行う省力化投資等への支援措置を積極的に推進し、実態として、計画期間中に大部分の業種において週四〇時間労働制を実現する」などとしているはずである。しかし、今回の猶予措置の延長は、適用範囲の縮小を行なつたとしてもなお、

法定労働時間の適用対象事業場総数の四四・九%、適用対象労働者総数の四五・三%が適用猶予対象となり、引き続き週四六時間制が適用されることとなる。これは、週四〇時間制への移行を難しくする要因を政府自らが作り出すことであつて、時短を推進する方向と矛盾する政策であることは言うまでもない。

日本社会党は、今回の猶予措置の延長が、審議会における合意を前提に労働時間の短縮を推進してきたこれまでの民主的ルールを労働省自らが破棄する重要な問題であり、また、労働時間短縮の流れに逆行するものであることを指摘し、政府に猛省を促すとともに、今回の措置に関し納得できる善後策を講じるよう強く要求するものである。

（以上）

一九九三・三・二一（委員長・高松）

政治改革・政権交代の実現に 向け非自民勢力の大同団結を

日本社会党委員長
山花貞夫

1. いまは亡き成田元委員長は、社会党に生涯を献じ社会党政権誕生を追求しながらまさに身を燃焼し尽くされた。

私は、いま改めて偉大な先達の遺志を噛みしめ、自民党がもたらしている腐敗と好ましからぬ現実を変革するため、自民党に変わる政権をめざし、それを現実化させるのが使命であることを痛感する。

2. 国会は予算の成立を睨みながらいよいよ後半戦に入ろうとしてい

る。その焦点は大きく二つある。

第一には景気下降への適切・機敏な対応を欠いた昨年の反省を踏まえた景気対策・大幅減税の実施である。

第二には佐川疑惑とさらに金丸逮捕で露呈した自民党の政治家をめぐる巨額の不正・裏資金及びそれを提供してきた業界等との癒着構造の解明である。これは、疑惑解明のための特別委員会の設置と竹下議員の辞職勧告決議の実現、金丸信前副総裁に支えられてきた宮沢首相の政治責任の追求、そして再発防止のための「政治腐敗防止法」制定という課題を含んでいる。

第三は、政治改革の両輪である選挙制度改革であり、私たちは民意を正しく反映させる「比例代表小選挙区併用制」の成立であると考へる。

3. 国会を取り巻く情勢は大きな変化を遂げている。それは、参議院における与野党逆転の現実とともに、世論を背景として腐敗の自民党への拒絶反応が非自民へのうねりとなりつつあることである。私は、国民がいま求める真の政治改革は政権交代そのものであり、その機が熟しつつあると強く認識する。いま、自民党では駄目だといふ天の声地の声が沸き上がっているこのとき、自民党に代わる政権の受け皿を国民に提供できない野党であるなら、国民の政治不信は遺り場のない怒りとなり、民主主義と政治全体の健全性が失われるであろう。

地価公示の発表に当つて

日本社会党シャドーキャビネット
建設委員長 木間 章

4. 私は、以上の認識から改めて非自民勢力全體に対して大同団結を訴え、来るべき総選挙に向けて選挙後に非自民の連立政権を組みえる態勢づくりをめざしたい。

そして、そのための座標軸として以下を提起する。

(1) 自民党一党支配を終わらせるという「非自民」の変革の視点

(2) 「政治腐敗防止法」と「比例代表小選挙区併用制」の実現

(3) 民主主義を結集の機軸としつつ、憲法の平和主義、国民主義、基本的人権に基づき、タブーなき議論の保障を前提としての安全

保障、国際貢献、経済政策、さらには国民投票制度など国民の政治への直接参加、地方分権の確立などの政策展開

(4) 政権に参加する政党の存続と独自性を尊重しつつ、非自民の連立政権としての独自の政策を持つこと。

5. 以上について、後半国会の課題とともに早急に各党・各会派との協議をめざしたい。私は、非自民の連立政権についてはその目標で一致すべきであり、あらかじめ垣根を設けることなく大同団結を追求したい。具体的な連立政権下における具体的な政策課題とその視点について早急に作業を進め、近々改めて提案したいと考える。

一九九三・三・一五

1 土地が二五年発表した九三年の地価公示によると、昨年一年間の全国の地価の状況は、「大都市圏においては顕著な下落を示すとともに、地方圏では総じて横ばいまたは下落」となっている。とくに東京圏においても二桁の下落となり、地価の下落が加速してきたことは注目される。しかし、東京圏の地価でみると、バブル以前の

地価に比較してピーアク時に商業地で三倍以上、住宅地で二・五倍に暴騰した地価が、商業地で二・五倍、住宅地で二・三倍程度の水準になつた程度であり、地価が十分に下がつたとはいえない。

2 景気対策と関連して、「公的資金の導入による地価の下支え」「土地税制の緩和」などが、経済界の一部から主張されているが、こうした措置は経済にゆがみをもたらすだけである。勤労者の住宅取得能力や企業の事務所の賃料の支払い能力にしても限界がある以上、土地取引の活性化のためには、実需が回復する水準まで地価が下落することが最も適切な対策である。

3 今後とも、宮沢内閣の掲げる「年収の五倍で中堅勤労者が住宅を取得できる」水準まで、地価を下落させることを目標とし、総合土地政策推進要項に基づく施策を着実に推進すべきである。とくに、地価税は長期的に地価を安定させるために導入されたものであり、景気対策などの目的で改廃すべきではない。また、国土利用計画法の監視区域についても、現状ではなお継続すべきである。

一九九三・三・三〇

シャドーキャビネット

(肩書きは三月三〇日時点のものです)

アドバイザリー観

石田 光男 同志社大学教授
海老原治善 東海大学教授
大内 力 東京大学名誉教授
萱野 茂 アイヌ記念館館長

岸本 重陳	横浜国立大学教授
久場 嬉子	東京学芸大学教授
小林 謙一	法政大学教授
後藤 森重	全日本自治団体労働組合委員長
篠原 一	成蹊大学教授
進藤 宗幸	筑波大学教授
新藤 久治	日本女子大学教授
園木 郁朗	全国電気通信労働組合委員長
高木 郁治	社会党と連帯する会事務局長
高野 進	東京大学教授
高橋 宏	愛知県立大学教授
田中 学	東京大学教授
鶴田 俊正	専修大学教授
暉峻 淑子	埼玉大学教授
富塚文太郎	東京経済大学教授
鳴海 正泰	関東学院大学教授
新田 俊三	東洋大学教授
橋村 葉山	社会党と連帯する会々長
葉山 船瀬	藤沢市長・全国革新市長会々長
増田 堀越	消費・環境問題評論家
町田 前田	日本女子大学専任講師
山口 俊介	軍事評論家
横田 哲男	東京経済大学教授
和田 祐司	東北大大学教授
八束 俊彦	北海道大学助教授
克巳	生活クラブ生活協同組合理事長
立教大学教授	

死刑再開に抗議するアピール

日本社会党シャドーキャビネット

法務委員長 五百歳 洋 一

過去三年間四ヶ月にわたり死刑の執行が停止されてきたところ、法務省は三月二五日と二六日に計三名の死刑を執行した。

日本社会党シャドーキャビネットはこれに抗議すると共に私達の見解を発表する。

(1) 一九八九年の国連総会で、死刑廃止条約（「死刑廃止を目的とする市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書」）が採択され、一九九一年七月一日発効したが、同条約（第二選択議定書）第1条は、「①この選択議定書の締約国の管轄内にある何人も、処刑されない。②各締約国は、その管轄内において死刑を廃止するため必要があらゆる措置をとる。」と規定し、死刑執行の禁止および、死刑制度の廃止を定めている。日本政府は残念ながら、この採択に反対投票したが、国連でこのような条約が採択され発効したことには歴史的な意味がある。

そして私達は、日本は同条約を批准していないにしても同条約の批准をめざすべきであると考えるものである。

即ち、同条約は世界人権宣言および市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）六条に基いているが、日本が批准したB規約六条六項は、「この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない」と定め、

また死刑廃止条約の前書きは、「条約（第二選択議定書）に署名し、批准し、または加入することができるすべての政府に、署名し、批准し、または加入することを求める」としていることを改めて思い起こしてもらいたい。

日本は、死刑廃止を目指す国際法上の義務を負っているのではなかろうか。

従って今回、法務省が死刑を再開したことは、死刑廃止を目指すべき義務を放棄したことになり、少なくとも日本が批准した国際人権B規約に違反すると非難され得るべくである。

(2) 現在、世界で死刑を廃止している国は、八四カ国にのぼる。（その内訳は、全面廃止四七国、通常犯罪のみ廃止一七国、事実上廃止一〇国である。）いわゆる経済先進国で死刑を廃止していないのは、日本とアメリカの三六州のみであると言われている。

このような事実から見て、死刑廃止は世界の趨勢であるといつて良い。

日本においても、いままでに四名の死刑確定者が再審開始の決定を得て、無罪の言い渡しを受けて釈放され、さらに現在身柄を拘束されている死刑確定者のなかにも、なお無実を訴えて再審請求中の人々がいる事実を直視しなければならない。

このような状況を見るとき、これまでの三年四ヶ月は大変重い意味を持ってきたことを再度確認したい。この期間は多くの市民や有識者が死刑に関する活発な議論を行ってきたからである。これから議論が本格的に展開される時期にあえて事実上の停止を断ちきり、三名の死刑を執行したことはとうてい許されない。法務大臣はこれ以上の死刑執行を絶対に行うべきではない。

(3) ところで、法務省は今回の執行について法秩序の維持を理由に

あげているが、ここに言う法秩序の維持とは何であろうか。今死刑を執行しなければ法秩序の破壊につながる治安の悪化が存在したであろうか。それはない。死刑を執行せずに推移すれば死刑の停止から廃止への方向が大勢となることを恐れて、あえてその流れをせきとめることが法務省の言う法秩序の維持である。

死刑制度の維持を求めるのであれば、何故国民と議論をしないのか。何故開会中の今国会で改めて所信を表明しなかったのか。問答無用とばかりに死刑を執行することはとうてい民主主義と人権を尊重する社会が行う事ではない。

死刑制度は国の刑事政策の根幹であり、今回の事態を踏まえて国会および院外で活発な議論を期待する。

日本社会党は一九八九年七月、「人権に関する一七条宣言」を発表して、死刑廃止を提唱し、現在まで死刑廃止条約の批准を求める立場を示してきたものであり、今後一層の努力を行う所存である。

一九九三・三・三

一九九三年度予算案の 参議院通過に当たって（談話）

日本社会党政策審議会
会長 日野市朗

景気底入れか、あるいは二番底の深みにはまるのかという岐路を迎えるつあるいま、国民的な要望である大幅減税をはじめ、必要とされる限りの財政出動も辞さぬとの積極的な取り組みが求められてきたのであるが、政府予算案は産業構造のソフト化等の変化にも対応しえない、公共投資重視の旧来の域を出ない不十分なものであった。当然、積み残された課題は多く、減税問題を中心とした不況対策等は、与野党協議機関の場にゆだねられることになり、一刻も早く結論を得ることが国民の期待に添うものである。

一、不況克服のための税制上の措置の一環として、「所得税減税にも前向きに取り組む」という自民党的方針も確認して与野党協議がスタートした。国民総生産の約六割を占める個人消費の活性化は景気回復に不可欠の要素といえ、また全産業に波及効果を持つ観点からも、減税は緊急・最優先の政策課題となっている。したがって、わが党は、九三年度予算に最も欠落している消費者のマインドの刺激策として、野党三党案の四兆円を超える減税の早期実施を、自民党政府に対しても強く求めていく。

一、九三年度予算に盛り込まれている公共投資のみでは、現在のわが国経済に占める第三次産業の比重からみても景気回復の有効策にはなりえない。今次不況は、循環的な要因だけでなく、産業構造の変化に伴って生じたものとしても捉えるべきであり、公共投資もこの変化に対応した、生活の質重視の配分へとベクトルを向けなくてはならない。わが党は、これまでの公共投資の概念にとらわれず、社会的に必要な教育文化・情報・福祉システムなど、ソフトの分野を含めた社会資本の整備等に優先的に取り組むべきであると考える。つまり生活に密着した諸施策の実行が景気浮揚策としても有効であり、今後の景気対策の大きな柱の一つに据えるべきであるとの立場から、その実現をめざすものである。

一、わが党は、国民的な共感を得ることの出来る不況対策を実行する

一、本日、一九九三年度政府予算案は、参議院で否決され、両院協議会においても合意に至らず、予算に関する衆議院議決の優位によつて成立した。

とともに、政治に対する信頼を回復するために、引き続き、佐川疑惑等の全容解明、政治腐敗防止制度の確立、民意を反映する選挙制度である比例代表制度への国民的合意形成を中心とした政治改革にも引き続き全力を尽くす決意である。

一九九三・四・六

緊急経済対策の大綱

日本社会党シャドーキャビネット

I. 緊急経済対策の必要性

現段階の不況に関する判断と見通し

- ① 今回の不況は、一九八九年の「冷戦の終焉」以降の世界的な規模での経済停滞の一環であり、アメリカ等では景気回復が見られるものの、ヨーロッパ等は依然として停滞と高い失業率に苦しんでいる。そして、日本の不況長期化が国際的な経済停滞にも影響を与えていく恐れがある。
- ② 今回の不況はバブルの崩壊に始まり、今日もその後遺症が金融不安の形ではっきりと残っている。景気の底割れなど、危険な状況を回避する対策として金融支援を行なうことはやむをえないが、バブルをもたらした企業活動やその背景となってきた経済・金融政策を

免罪してはならない。

- ③ 現段階では、不況長期化の原因は、国内投資の低迷と国内消費需要の停滞をもたらしている構造要因にある。宮沢内閣のもとでの景気対策は低金利と財政によるテコ入れであったが、実需の創出につながらず、対症療法的性格に留まつて積極的な効果をあげていない。
- ④ 従来の不況と比較すると、雇用問題はこれまで部分的であったが、すでに有効求人倍率は一倍以下となり、各種の形態での雇用合理化も始まっている。不況が長期化すると、雇用問題がさらに深刻になる可能性が高い。
- ⑤ 今回の不況過程をつうじて、主として輸入の減少によって、大幅な経常収支の黒字が現れ、ふたたび深刻な国際経済摩擦をもたらしている。
- ⑥ 緊急の政策展開を図らなければ、以上のような情勢の改善は大幅に遅れ、一九九三年度の実質経済成長率は二%程度にとどまる恐れがある。

II. 緊急経済対策の基本的考え方

1. 基本的な考え方

不況の長期化による内外への悪影響を克服するために、構造転換をめざす有効需要創出を基本とした緊急政策を発動し、一九九三年度の実質経済成長率を三%前半の水準まで引き上げる。しかし、在来型の公共投資などにより、いたずらに成長だけを追求するのではなくて景気にとってもマイナスとなる可能性がある。中長期にわたる望ましい経済構造の在り方を踏まえ、新しいタイプの経済・財政政策を展望する必要がある。

2. 緊急経済対策策定にあたっての条件

中長期にわたる望ましい経済・社会のあり方と連動するという視点からみると、有効需要創出のための現段階の緊急経済対策はつきの諸点を満たすものでなければならぬ。

- ① 「ゆとりある国民生活」を実現するという視点から、最終消費需要と社会構造・生活構造の変動に対応する、新しいタイプの社会資本投資を拡充する。

② 短期の回復策を繰り返すだけではなく、世界的に求められている環境問題への対処など、いわゆる持続可能な経済成長政策との連動を図る。

③ ゆとりある生活を実現するため、社会資本分野での投資を中心を図る。地方自治体の主導のもとに進め、国がそれをバックアップする態勢を形成する。

④ バブルの再燃をもたらさないよう、財政及び金融政策は慎重に運営する。

⑤ 必要な財政出動を実施するためにも、財政赤字の累積が長期的に経済にとってマイナス要因となることを勘案し、国債政策の確立を図る。

⑥ 國際的な経済関係を良好なものとして維持するため、内需拡大による景気拡大策とともに、経常收支黒字の思い切った還流策を行なう。

III. 緊急対策の具体化の概要

1. 対策の前提—政治不信の払拭

景気対策の前提是政治への信頼の回復であり、このため腐敗防止、

政治改革の実現を強力に図る必要がある。このなかには従来型の公共投資とむすびついた裏献金の解消はもとより、談合構造の是正に必要な制度的措置も含まれなければならない。

また、この政治改革は地方自治・分権を推進することを忘れてはならない。

2. 最終消費需要の拡大

税制公正化の観点と併せて、三兆八〇〇億円規模の所得税減税等を行なう。国民総生産の六割を占め、景気の下支えが期待されていたにもかかわらず、停滞傾向を持続させてきた個人消費を喚起し得る唯一の政策手段として残されているのが減税措置である。即効性と全産業に波及効果をもつ所得減税等の実施は、経済運営としても時宜にかなったものといえる。

また、全世帯に確實に減税効果の及ぶ消費税の飲食料品非課税化を図るとともに、年金・生活保護世帯等に対する臨時の手当でも減税と併せて行なう。

3. 社会的生活資本を中心とした新しい公共投資の拡充

これまでの公共投資の概念にとらわれず、高齢社会を展望し社会的に必要な施設・設備、人材養成、システム形成などソフト分野を含めた新しい社会資本整備の理念を取り入れ、医療、福祉、健康・スポーツ、環境、さらには通信ネットワークなどの整備・充実に向け重点的に財政投入を行なうことをめざす。この新社会資本形成は従来の公共事業・公共投資と明確に区分し、予算措置・採択の拡充、財源保障を行なう必要がある。

社会的生活資本のための新型公共投資については、これまでの土木

・施設中心の財源確保策である建設国債発行という殻を破り、新しく「社会的・生活資本整備国債」（仮称）制度を設ける。新社会資本形成事業はソフト面が重視され、自治体が運営の中心になっていくことから、その整備方策と財源保障についても配慮する必要がある。すなわち、出来るかぎり包括的メニュー方式を取り入れるとともに、起債条件・償還条件などの充実を図るとともに、地方交付税制度の拡充を考慮する。

具体的な構想としては、スポーツ・健康、医療、福祉、環境のシステムにかかる「施設・設備・機器」及び「システム」等を「社会的・生活資本整備国債」（仮称）の対象とし、かつ現行の建設国債対象事業もこの領域に属するものは「新国債」の対象事業に整理することで、生活の質重視の財政運営の方針、いうならば優先順位・ウエイトの置き方を鮮明にする。

また、ヒューマンパワーの養成に関しては、「ヒューマンパワー緊急養成五ヵ年計画」を策定するとともに、「高齢社会人材養成基金」を創設し、「社会的・生活資本整備国債」から毎年数千億円を基金に出資し、その利子運用（＝果実）をもって養成費等に充てることとする。地方自治体のこの基金に対応する措置としては現行の地域福祉基金の拡充を検討する。

なお、単に当面の財源対策として財政法四条「但書」にいう建設国債の範囲を拡大することは、政府の「生活関連公共投資重点化枠」に示されているように、社会的・生活資本の充実の意味を曖昧にする危険があるだけでなく、建設国債を限りなく特例公債に近づけることなり、公債政策の再確立をかえって妨げるものとなる。むしろ、今後の社会に必要な新たな重点的な事業の概念を明確にし、それを新社会資本として国民合意を形成しつつ、従来の目的税・特別会計の整理を展望しつつ、財源保障を進めることが望ましい。

したがって、従来の建設国債から区別して、社会的・生活資本にふさ

わしいソフトな公共投資のための新しい国債発行を行なうことは、赤字国債増発の歯止めにもなる。

4. 雇用問題への対処

景気動向と雇用動向は、これまでの不況期においても、およそ半年以上のタイムラグのもと雇用が後を追うという形をとってきた。今次不況もこの公式から免れるものではなく、現時点においてさえ、有効求人倍率が一倍を切っている深刻な事態から、今後ますます雇用環境が悪化することは想像に難くない。

早急、かつ強力な雇用対策が求められる所以であるが、当面は、雇用調整助成金の対象枠拡大などを通じ、雇用の維持・雇用機会の拡大等に全力をあげるとともに、就職内定取り消し問題等に關し企業への指導を強める。

5. 経常收支黒字の還流

資金供給国としての責任を果たすために、極東部を中心にロシア支援（平和産業転換などを含む）、東アジア諸国に対する社会資本建設支援などを拡充する。とくに情報・通信ネットワークなどインフラ整備を行ない、民間・公共両面での資本投資を拡充する措置をとる。

IV. いま求められる追加事業

1. 果断な減税等の実行

景気の底入れか、あるいは二番底の深みにはまるのかという岐路を迎えるつあるいま、停滞著しい個人消費を喚起する所得税減税の実行

は、即効性と全産業に波及効果を有する点で、最優先の財政政策として取り組まなければならない。同じく、生活や産業構造の変化に機動的に対応しうる政策減税等の実施も求められている。

(1) 全世帯に減税効果が及ぶ消費税の飲食料品非課税化を図る。

また、全世帯に減税効果が及ぶ消費税の飲食料品非課税化を図る。
中・低所得者に配慮した三兆八〇〇億円の所得税減税と八〇〇億円の福祉一時金の実施等

(1) 三兆八〇〇億円の所得税減税＝標準世帯一〇万円の戻し税減税と基礎控除・給与所得控除（控除率の適用区分の変更も伴う）の一〇万円引き上げ等

(2) 八〇〇億円の福祉一時金＝福祉年金または生活扶助受給者に対する二万円の支給

(2) 生活と経済の実態を見据えた四六四〇億円の政策減税の実施

(1) 二七四〇億円の住宅減税＝住宅取得促進税制の限度額引き上げ、家賃控除制度の創設等

(2) 一四〇〇億円の教育減税＝特定扶養控除の引き上げ、高校・大学等の入学会に対する所得控除制度の新設

(3) 五〇〇億円の中小企業向け減税＝中小企業の現行投資減税について、特別償却や税額控除の割合を一・五倍に拡充

(3) 二五〇〇億円の減税効果をもつ消費税の飲食料品非課税化を図る（一〇月実施）

2. 二世紀を展望した生活基盤・環境対策の促進

生活基盤・環境対策については、二世紀を展望した「ゆとりある国民生活」「良好な都市環境」の実現という観点から、特に生活排水処理システム整備、公共住宅拡充、電線類地中化、通勤ラッシュ緩和等の事業を緊急に実施する。

(1) 生活排水処理システムの促進

生活基盤の地域間格差を是正し国土の均衡ある発展を図ることもに、地域の環境保全を進めるため、生活排水処理に関する事業を追加する。

(1) 合併処理浄化槽設置整備事業の拡充

(2) 農業集落排水事業の拡充

人にやさしい歩道整備の促進

幅の広い歩道の設置及び段差の解消などにより、高齢者や障害者等にも安全で快適な生活環境・移動の自由等を保障することとし、事業費を追加する。

(3) 電線類地中化対策事業の拡充

都市の美観を守り、交通の円滑化等を図るだけでなく、人間優先の都市改造を進めていく上でも不可欠な地中化対策の事業費を追加する。

(1) 電線類地中化対策事業費の拡充

(2) 事業者負担分向け開銀低利融資制度の創設

(4) 公共賃貸住宅事業の整備・拡充

誰もが快適で文化的な居住水準を確保できるよう、中堅労働者向け賃貸住宅一万戸、在宅自立型住宅構想に基づく高齢者・身障者向け住戸改善三千戸及び高齢単身者向け賃貸住宅二千戸、留学生も含む学生向け賃貸住宅二千戸を、それぞれ追加・新設する。

(5) 住宅金融公庫の事業規模の追加

住宅金融公庫の貸付枠一万戸の追加を行なうとともに、融資制度の拡充等を図る。

(6) 年金積立金の被保険者向け住宅資金貸付制度の拡充

居住水準の向上と住宅建設を促進する観点から、現行の貸付限度額を、厚生年金、国民年金へと引き上げるとともに、追加融資を行なう。

(7) 鉄道整備基金の無利子貸付枠の増額等

生活大国の実現には、通勤地獄、通勤時間の解消・改善問題は避けて通れない。都市部における朝夕の混雑緩和を図るために、ハーフ面における施設の充実をめざすこととし、必要事業規模を確保する。

- (1) 輸送力増強事業（複線、複々線化等）に対する助成制度拡充策として、無利子貸付枠の増額
- (2) プラットホーム拡充を中心とした駅改良モデル事業の実施
- (3) 公共施設及び家庭用ソーラ発電導入促進モデル事業の実施
- (4) 家庭用ソーラ発電システムについて、今年度実施される負荷平準化試験と並行して、導入促進モデル事業を実施する

- (5) ハイブリッドバス及びハイブリッドトラックの整備促進モデル事業の実施

3. 身近な福祉施策の充実へ

ハイブリッド車はディーゼルエンジンとモーターを同時に動かすため、通常のディーゼル車に比べ、黒煙は七〇%減、NO_x排出量も二〇～四〇%減少することから環境対策としても大きな効果を期待でき、また導入促進により自動車業界活性化にもつながる。

3. 身近な福祉施策の充実へ

福祉施策については、喫緊の課題である「ゴールドプランの前倒し」だけでなく、交通弱者対策等のほか、「社会的生活資本整備国債」により情報通信分野における聴覚障害者対策など、身近であるにもかかわらず、見落とされがちな分野の整備を促進する。

- (1) ゴールドプランの前倒し実施
- (2) 高齢者が地域の一員として生き甲斐をもつて過ごせ、また高齢者を介護する家庭がゆとりある生活を営めるように、ゴールドプランの諸事業の達成年度を九九年度から九六年度へと前倒しする。
- (3) 交通弱者用施設に対する公的補助制度の導入等

高齢者や障害者等いわゆる交通弱者への対応等、ノーマライゼーションの理念に基づくモビリティ・ハンディキャップ（移動における制約）の克服をめざす交通体系の整備を図る。

- (1) 鉄道駅の交通弱者用施設（エレベーター・エスカレーター等）設置に関する公的助成制度の導入
- (2) ターミナル駅を中心にモデル事業（「福祉駅」建設）の推進
- (3) 高齢者・身障者の利用を前提とした情報通信ネットワーク事業の整備

超高齢化社会を迎えるわが国においては、誰もがハンディキャップを持つことを前提とした情報通信網の整備が急務。生活に欠くことのできない情報を健常者と等しいレベルで確保するために、情報格差是正の諸事業を推進する。

- (1) 文字多重放送設備整備事業の導入
- (2) 公衆FAXの増設等、FAXネットワーク事業の整備
- (3) 聴覚障害者用FAX番号帳の作成（市町村単位）
- (4) 選挙ハガキ等の点字化・音声化事業の推進
- (5) 簡易保険事業の介護機能付き終身利用型加入者ホーム整備事業を推進する。

重度の障害を有する高齢被災労働者のための労災特別介護施設（ナーシングホーム）を増設する。

- (1) 豊かさを共有できる「ゆとりある」生活・教育・文化・スポーツを享受するために

ゆとりある生活・教育・文化・スポーツの振興策として、公共・学校図書館や各種公共スポーツ施設の整備、教育用コンピュータ配備計画の強化と大幅な前倒し等を実施する。

- (1) 年金積立金の被保険者向け介護・教育・結婚資金貸付制度の創設

- 厚生年金及び国民年金の積立金は約九〇兆円余にのぼる。被保険者の福祉の増進、生活の質向上を図るために、介護・教育（貸付限度額＝厚年三〇〇万、国年八〇万）及び結婚（貸付限度額＝厚年一五〇万、国年八〇万）に関する貸付金制度を導入する。
- (2) 公共図書館整備促進モデル事業の推進
- 情報化時代に公共図書館の果たす役割は大きくなるばかりであるが、約六割の自治体は未設置の状況にある。地域間の情報サービスの格差是正のために、モデル事業として公共図書館の建設促進と初期蔵書費を確保する。
- (3) 義務教育諸学校の図書館整備のモデル事業の促進
- 偏差値教育を脱し、情報化・国際化に対応できる教育改革を推進するために、「図書室」を文字通り「学校図書館」にレベルアップする必要がある。モデル事業として「学校図書館」を設置することとし、初期蔵書費を確保する。
- (4) 各種スポーツ施設の整備・拡充等
- 学校プールの地域住民への開放計画を前倒しするとともに、各種スポーツ施設の整備・拡充を行なうこととし、モデル事業を実施する。
- (5) 教育用コンピュータの配備計画の前倒しと強化
- 学校教育もコンピュータを活用して教育の可能性を広げることが期待されている。コンピュータの導入計画を大幅に前倒しすることもに、ソフトやランニング・コストも購入予算に組み込み、コンピュータ教育を質量両面から充実させる。
- (6) 国公立大学・研究所及び医療機関の施設・設備・機器などの拡充等
- 勤労者野外活動施設（B型＝宿泊型）の増設
- 連続休暇の普及等により、滞在型レジャー指向が進むと考えられることから、本施設の整備を促進する。

5. 未来語れる雇用創出を
- (8) 中小企業レクリエーションセンターの増設
- 当面の景気動向及び今後の高齢化社会の本格的な到来等を見据え、雇用対策として、雇用調整助成金の対象枠の拡大のほか、移転就職者用宿舎の増設、シルバー人材センター等の拡充と補助の増額等を行う。
- (1) 移転就職者用宿舎の増設
- 移転就職者等のための短期賃貸用として建設されているが、建設予定戸数を倍増（四〇〇〇戸）するとともに貸与条件の緩和も図ることとする。
- (2) シルバー人材センター及び関連施設等の拡充
- シルバー人材センターのいっそうの事業展開を確保するため、センターや能力開発施設の増設を図るとともに、管理運営費等の補助限度額の引き上げを行なう。
- (3) 建設雇用改善助成金制度の拡充
- 現場福利施設整備に関する助成金やシャワー設備等を備えたリフレッシュユニークー導入のための助成金を拡充するなど建設現場の作業環境の改善を促すこととする。
- (4) 事業内託児施設助成金の増額
- 既存施設も支給対象等として、中小企業の福利厚生対策の側面的援助をめざす。
- (5) 雇用機会の拡大等
- ① 雇用情報の収集・分析を迅速、的確に行ない、失業を伴わない労働移動の円滑化を図るとともに、雇用調整助成金の支給手続の簡素化・対象枠の拡大を進めることとする。

(2) 新卒者等に関する内定取消しについて、企業名の公表を含む監視・指導の強化を図るとともに、新職場開拓の積極的推進及び正確な就職情報の提供等を行なう。

6. 内需型成長をめざす産業基盤活性化対策

産業基盤活性化対策として、中小企業向け融資の円滑化と緊急貸付の大額な増額、快適職場形成・福利厚生施設等に対する助成の拡大等を進める。

(1) 開銀等の貸付枠の追加

民間設備投資を促進するため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等において総額一兆円程度の貸付枠の追加を行う（電線類地中化対策融資分を含む）

(2) 中小企業に対する融資枠の拡大、保険限度額の引き上げ等

一年来、中小企業向け貸出に占める政府系金融機関と債務保証付き貸出の比率が増加し、また引き続き運転資金等に対する需要の増加等が見込まれることから、中小企業の資金調達の円滑化及び経営安定を図るため、下記の対策を講ずる。

① 政府系中小企業金融三機関の貸付につき貸付手続の簡素化、審査期間の短縮、貸付基準の緩和を図る。また、昨年九月から実施されている貸付限度額の別枠を一倍に引き上げ（中小企業金融公

庫は一般貸付四億円十別枠四億円、国民金融公庫は一般貸付四〇〇〇万円十別枠四〇〇〇万円）とともに、適用期限を今年度末まで延長する。中小企業信用保険法改正による保険限度額を現行の原則二倍に引き上げる。

② 九二年度補正予算において創設された緊急経営支援貸付制度について期間を今年度末までに延長するとともに、貸付規模を拡大する。

(3) 労働時間短縮のための省力化設備の投資に対する助成拡大
中小企業労働時間短縮促進特別報奨金制度がスタートしたが、時短促進の刺激策としては不十分であることから助成額を倍増することとする。

(4) 快適職場形成融資制度の拡充

快適職場形成に取り組む事業者向けに開銀による融資が行なわれているが、年利の引き下げ（四・八%→四・五%）とともに、融資率の上限アップ（四〇%→五〇%）などの制度面の改善を進め、制度の活用を促す。

(5) 特許庁関西分室の開設

政府機関の地方移転を促進する観点から、地方事務所を持たない特許庁については、関西圏からの出願率が約三〇%にのぼることも加味して、関西分室を開設する。

7. 地方分権につながる地域活性化対策

地方分権型の環境・福祉・教育・都市計画の「住民参加型」投資の拡大、生活の質の高度化のための「社会的生活」資本拡充の二つの柱に沿って、従来型の中央主導の景気対策を克服し、経済・社会構造の転換を地域から推し進める。

(1) 公共事業等の施行促進

公共事業等を円滑に実施するため、地方債事務処理の迅速化を図るとともに、公共事業の前倒し発注を行なう。また補助事業に係る国の事務の迅速化も進める。

(2) 地方単独事業の拡大

住民ニーズの強い生活環境整備と各種公共施設の高度化を中心には、地方単独事業を拡充する。そのための起債の拡大、充当率の拡充・許可基準の緩和などを行なうとともに、交付税措置を充実する。

① 高齢者・障害者福祉増進事業の拡大

イ. 歩道の段差解消・階段のスロープ化・車椅子用トイレの整備

などの「お年寄り・障害者のための公共施設改良事業」

ロ. 高齢者の能力活用センター・高齢者社会参加施設の整備などの「高齢者の生き甲斐創造のための施設整備事業」

ハ. 看護婦・ホームヘルパー等の養成施設整備のための「高齢者福祉マンパワー養成施設整備事業」

農山村活性化事業の拡大

過疎化・高齢化の進む農山村地域の活性化と地場経済の回復を図るため、若者定住住宅や農業集落排水施設、生産・加工施設等の整備、農道・林道整備の促進、集落再編事業等を進めるこことする。

③ 文化行政のための施設整備事業の促進

地域文化財の保全事業、小規模図書館やミニスポーツセンターの整備等地域の文化振興事業を進める。

④ 個性ある公共施設整備事業

公共施設を補助事業として整備する際に、当該施設を個性ある施設とするために行なう継ぎ足し単独事業及び老朽化した公共施設等を地域の実情に応じて活用するための大規模改造事業に対して、個性ある公共施設整備事業として、特別の財政措置を講じる。

⑤ 地域経済対策特別貸付事業の創設

地域における民間企業等の倒産防止、雇用確保を図るため、民間企業等に対し、自治体が民間金融機関と共同して長期低利融資を行なうために財政措置を図る特別貸付事業を創設する。

⑥ 行政の情報化事業の推進

住民票交付、図書館における図書検索等の行政サービスの情報化、美術館におけるハイビジョン映像による鑑賞システムの整備、行政事務の情報化による合理化・地域ネットワーク整備等を推進

するため、自治体及び公共施設におけるコンピューターの導入促進を図る。

⑦ 地方道路・河川整備、上下水道整備の推進

地域活性化の推進基盤となる地方道・河川等の整備を緊急に促進するとともに、上下水道整備・老朽管更新・高度浄水施設整備を推進する。

⑧ 公共用地の先行取得

地価動向に十分配慮しつつ、自治体の単独事業などの円滑な推進等を目的とする公共用地の先行取得を図る。

8. 機敏に対処できる災害復旧事業の推進

災害復旧事業の進度を高めることにより、速やかな事業実施を図ることとし、事業費を追加する。

9. 国境越えた地域経済圏めざす国際協力

資金供給国としての責任を果たすために、海外投資貿易保険の拡大・拡充を前提に、極東部を中心にロシア支援(平和産業転換などを含む)、東アジア諸国に対する社会資本建設に関する支援などを積極的に推進する。また、東北アジア圏(環日本海)・黄海経済圏などについては、資金需要などを見極めつつ、「開発公債」等の検討を進めるとともに、「開発基金」構想の実現をめざし、情報・通信ネットワークなどのインフラ整備を重点的に行ない、民間・公共両面での資本投資拡充を追求する。

『緊急経済対策の大綱』追加事業総括表

93.4.6

数字は事業費、()内は一般会計

【1. 減税等】

*所得税減税	38000(38000)
*住宅減税	2740(2740)
*教育減税	1400(1400)
*中小企業投資減税	500(500)
*消費税飲食料品非課税	2500(2500)
*福祉一時金	800(800)
	<u>計 45940(45940)</u>

【2. 中小企業・雇用対策等】

*融資条件改善・増額等	22000(293)
*雇用調整助成金拡充等	579(0)
*シルバー人材センター等整備	34(17)
	<u>計 22613(310)</u>

【3. 公共投資等】

《一般等》

*農村集落排水事業	300(166)
*歩道整備等	875(440)
*公共賃貸住宅建設	1275(289)
*図書館整備事業	1275(525)
*鉄道整備基金貸付枠増	1000(0)
*特許庁関西分室開設	100(0)
*台風災害・雲仙噴火災害・釧路地震復旧	1000(600)
	<u>小計 5825(2020)</u>

《新社会資本》

*通信ネットワーク整備等	615(205)
*教育用コンピューター整備	300(100)
*電線地中化対策事業	2270(2050)
*環境保全対策	830(157)
*鉄道福祉駅整備事業	1150(382)

*地域開放型スポーツ施設整備事業	600(300)
*ゴールドプラン前倒し事業	4000(2000)
*高齢社会人材養成基金出資金	5000(5000)
*国公立研究機関・病院の施設等拡充	700(200)
<u>小計 15465(10394)</u>	

《地方単独事業等》

*高齢者・障害者福祉事業拡大	1000(0)
*農山村活性化事業拡大	1500(0)
*文化財保護・行政情報化推進事業	700(0)
*公共施設個性化事業(新規)	3000(0)
*地域経済対策特別貸付(新規)	3000(0)
*地方道・河川・下水管更新	5000(0)
*公共用地先行取得債	5000(0)
<u>小計 19200</u>	

*起債充当率100%、元利償還は交付税、一部特交使用。

《住宅金融公庫等》

*被保険者住宅資金貸付け拡充	2000(0)
*年金還元融資(介護・教育・結婚資金)	4000(0)
*住宅金融公庫融資制度拡充	10000(0)
<u>小計 16000</u>	

《その他》

*選挙葉書点字化・図書館蔵書確保等	110(110)
<u>小計 110(110)</u>	

計 56600(12524)

合計 125153(58774)

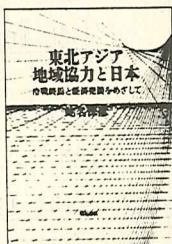
【註】*『緊急経済対策の大綱』における93年度追加総事業費規模は、約12.5兆円、内一般会計は約5兆9000億円(建設国債約2300億円、「新社会资本整備債」(仮称)約1兆400億円、特例公債約4.5兆円、税外収入等約1400億円)と見込まれる。

また地方債は補助・単独併せて約2兆5000億円、財投・特会等併せて約4兆2000億円と見込まれる(数値はいずれも概数であり、異動する)。

*ただし新国債については、当初予算事業の財源措置と整合させる必要があり、区分について今年度中に仕分けを行い次年度から創設することとし93年度においては建設国債で手当てる。また、地方交付税については第二次補正で手当てる。

東京都文京区本郷一-十三四
〇一二三八一八六三五一
振替東京〇一二四五〇五

明石書店



A5判上製/183頁
定価3300円

第一部	東北アジア 地域協力 「主要な内容」
第二部	東北アジア 地域協力 「主要な内容」
第三部	東北アジア 地域協力 「主要な内容」
第四部	東北アジア 地域協力 「主要な内容」
第五部	東北アジア 地域協力 「主要な内容」

東北アジア 地域協力と日本

冷戦終焉と経済発展をめざして

姥名保彦

冷戦体制が終わり、アメリカの経済的地位が低下する中、世界経済は大きな再編過程にある。最も成長力に富むと同時に冷戦構造のしこりをも残す東北アジア(韓国・北朝鮮・中国東北地域・シベリア等)の地域協力の重要性を説き明かす労作。

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成



▼社会党の主要政策を
網羅した政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年
一回の総選挙までの、社会党が提起
した主要な政策、法案を網羅四百四十
点を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区(分野)に整理し、
解説を付した。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

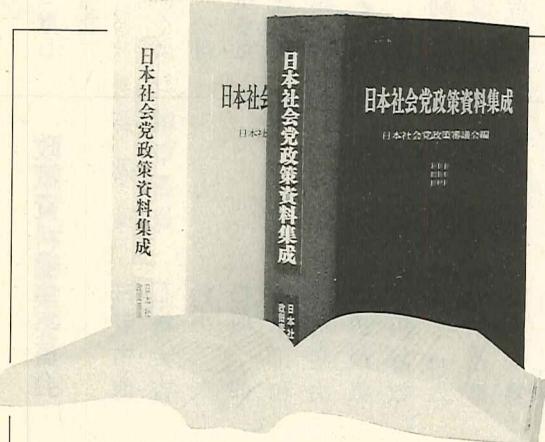
片山内閣からの講和論争、安保国会、沖縄国会、公選国会、反
インフレ国会など、社会党が政府自民党と対決した政策の資料
集は、そのまま戦後政治史にとっての貴重な資料集でもある。

▼政策形成の実績からみた日本社会党政史

「何よりも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福祉、農業
中小企業政策など、政策提起の先駆的役割をはたしてきました。本
書は政策活動面からの社会党史である。

▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理
法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第
三五回総選挙政策など、連合政権をめざし、新しい時代を切り開
くための問題提起である。



「日本社会党政策資料集成」目次

第一部 結党から再統一の時代
(一九四五年から一九五〇年代)

第二部 高度成長の時代
(一九六〇年代)

第三部 保・革伯仲時代
(一九七〇年代)

第四部 八十年代・連合の時代
(一九八〇年～一九八八年)

第五部 連合政権をめざして
(一九八九年～一九九〇年)
〔資料〕歴代委員長・書記長・政審会長一覧

日本社会党政策審議会
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886

体裁・B5判 上製 化粧函入1400頁
定価・28,000円(税込・送料別)

「93年宣言」の起草にあたる責任ある立場の中執が、「電気新聞」(3月5日)にこなることを述べている。

「社会主義を捨てたわけだが、『じゃあ社会党がどこへ進もうとしているのか』を国民に指示示さなければならない。そうした意味では自民党と同じ土俵に乗り、その土俵のなかで対立していくことが必要だらう」

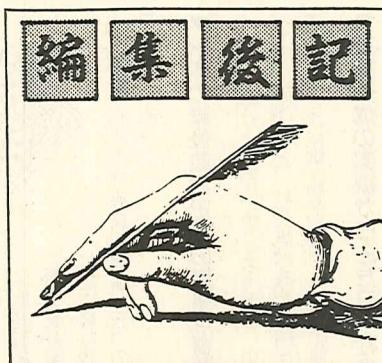
「全党員が一致して賛成するようなものだと意味がない。全員が納得するといふことは、玉虫色なものでしかないということだ。確かに素案を出した時点で、激しい議論が巻き起こるだろう。そのことで(社会党から)離れていくようだ。そのことで(社会党から)離れていくような人がいても仕方がないとの決意で、中身を詰めていきた

捨てられるほど軽くなっているのだろうか。一方では、「自民党とは同じ土俵に乗りり、他方では都議選の前にわざわざ党内で「激しい議論が巻き起こる」ような「93年宣言」の素案を作り発表するという。「そのことで(社会党から)離れていくよう人がいても仕方がない」ともいう。「自民党と同じ土俵に」乗るために、少なからずの社会党員にたいしては、「同じ土俵」にいることができないようしようという。

この人はかつては別な党派に属し、近年社会党に來た人だと聞く。この若い党員が、生涯を社会党のためにつくしてきた年配の党員に対しても、「離れていくような人がいても仕方がない」と言つて、わざわざ「激しい議論が巻き起こる」ようなものを起草するのは、なかなかおかしくはないだろうか。

この若年中執の態度が、はたして、都議選の勝利や、総選挙の勝利に結びつき、政権党への躍進をもたらすのだろうか。

社会党は「社会主義の最も民主的な姿である社会民主主義を選択する」と規約に定めているが、この中執の理解によると、社会民主主義という民主的な社会主義を、わが党はいつの間にか捨ててしまっているらしい。社会主義という党の長期的目標や規約などは、いまだき一人の若手中執によっていつも簡単に



政策資料編集委員会

委員長 日野市朗
編集委員 石橋大吉
鈴木久
松前仰
山本正和
藁科満治
渡辺銳氣
石田好数
原野人
小川正浩
渡辺元信
河野道夫
長谷川崇之
篠崎年子
温井寛
浜谷惇
早川幸彦
河野道夫
長谷川崇之
篠崎年子

外口玉子
元信堯

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円

年間購読料 五一円

郵便振替 東京8-80821
又は

大和銀行 衆議院支店

普通 2038888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

May 1993

No. 320

<Foreword>

ISHIBASHI Daikichi,
Vice-Chairman of the Party's Policy Board

<Features>

On the draft law on environmental protection proposed by the SDPJ
SDPJ's draft law on environmental protection
Comparison between the government's draft law and the SDPJ's draft
law

<Documents>

Request letter on thorough investigations into the construction
companies scandals and strict observance of the Anti-Monopoly Law
Proposals on the 1993 price policies of beef and dairy products
Statement on the government's decision to extend exceptional measures
on legal workhours
Chairman's appeal for grand coalition of non-LDP forces toward political
reform and change of governments
Emergency program on economic measures

政策資料 5月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 日野市朗
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581)5111 内線3886~7
FAX 03(3502)5857

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

定価300円 (送料51円)